

無体財産の信託の可能性に係る  
基礎調査

トラスト60研究報告

昭和63年9月

財団法人 トラスト60

## 発行にあたって

近時、社会・経済・産業のソフト化が進む中で、無体財産あるいは知的財産といったものが様々な分野で重要な鍵を握るようになり、それ自体に大きな財産価値が見いだされるようになってきている。それだけに今後、無体財産を所有する者の権利を保護する必要性はますます高まるものと考えられるが、一方において、これらの権利がより社会的、公共的な性格を帯びつつあるという実態も見逃すことはできない。

こうした状況において、無体財産（権）の新たな、またより合理的な保護形態を「信託」という仕組みを使って実現することができないかとの問題意識から、当財団では調査研究事業の主要なテーマのひとつに『無体財産の信託の可能性に係る基礎調査』を掲げ、社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会を委託先として、昨年12月より調査を行なった。本書は、その報告書である。なお、委託先の報告書をベースとして、本調査に関する当財団の基本的な考え方を要約して冒頭で掲げた。

一口に無体財産といっても、その内容は従来一般にイメージされていた文学、美術等の著作権や特許権、商標権といったものから、コンピュータソフトウェア、トレードシークレット、商品化権など多岐に渡ってきている。加えて、利用の形態は多様化、複合化しており、それにつれて権利関係も一層複雑化している。また、最初に述べた如く、各種の無体財産は公共的な側面が強まっており、それにともない権利行使の形態も、許諾権から報酬請求権に変化してきているのが現状である。本書では、こうした動きを整理した上で、各々の権利者と使用者が個々に対応する現行の権利処理の枠組みは自ずと限界があり、これらの権利を集中して処理する、文芸、科学技術、法律等の専門家も含めた機関・機構が必要であると欧米やわが国の実例も交えながら述べている。

また本書では、無体財産のもうひとつの重要な側面である運用ニーズの高まりについても取り上げている。無体財産の付加価値をさらに高めたいとするニーズはその所有者（権利者）の誰もが持っているが、それには高度の専門的なノウハウが必要である。このような運用を上述の機関で担うことはできないか、権利処理と運用の問題は密接に絡むだけに検討の価値があると思われる。

以上、新しい権利保護形態の考察及び運用ニーズの拡大という動きを認識した上、信託制度の特色、即ち、①制度の中心は財産である、②財産の名義は受託者に移転する、③受託者に財産の管理、処分権限があることを考え合わせると、信

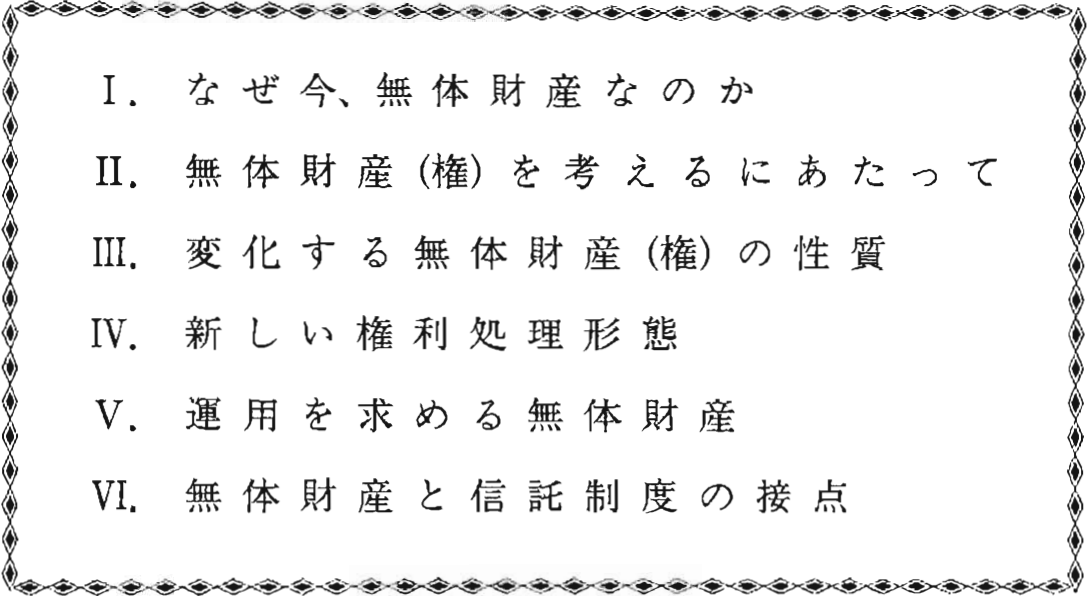
託が無体財産の保護、運用を行なうにあたっての一つの有力な手段となり得るのではないか、というのが本書の骨子である。

今回は、まず基礎調査の段階からスタートしたこともあり、今後検討すべき課題、問題点は多い。当財団としては、本書を土台として別途調査研究を進め、より実りある成果を追求していく予定である。

最後に、ご多用中にもかかわらず委託先におけるヒアリング等の情報収集に際し快くご協力いただいた関係各位、並びに、報告書を精力的にまとめられた社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会のスタッフ諸氏に対し、心から感謝申し上げます。

昭和63年3月

財団法人 トラスト60

- 
- I. なぜ今、無体財産なのか
  - II. 無体財産(権)を考えるにあたって
  - III. 変化する無体財産(権)の性質
  - IV. 新しい権利処理形態
  - V. 運用を求める無体財産
  - VI. 無体財産と信託制度の接点

## I. なぜ今、無体財産なのか

産業・経済のいわゆる「ソフト化」という言葉は、今や完全に社会に定着したようである。

昭和58年、大蔵省が「経済の構造変化と政策の研究会」に研究委託した成果である「ソフトノミックスの提唱」、さらにそれを受けて進められた「ソフトノミックス・フォローアップ研究」などによると、「ソフト化」は①情報化、②知識集約化、③サービス化、という3つの大きな要素から成っている。「ソフト化」を促進する鍵は、今回の我々の調査研究対象である、コンピュータソフトウェアその他の科学技術やサービスノウハウなどの無体財産にあるといえよう。

無体財産、知的財産は産業・経済のさまざまな分野できわめて重要な役割を担うようになり、その価値、評価は、従前に比べると格段に高まっている。無体財産はまさに“財産”として、一定の価値が見出されるようになってきたといえる。

こうした状況に鑑みるに、無体財産ないしはその権利について社会的な位置づけを明確化し、それらの保護や、産業・経済活動における有効活用の方法を検討して行くことが、ソフト化時代に向けての一つの重要な課題であると考えられる。

また、とりわけ科学技術の分野に係るものについては、国力の基盤あるいは国際競争力の源ともいうべき位置づけで物事を考えざるを得なくなっており、例えば世界の中で圧倒的な技術開発力を持ち、その保護・強化に国家レベルで取り組んでいるアメリカなどに対し、これらに伍して行く方途についても、真剣に検討すべき時期にきているものと思われる。

## II. 無体財産（権）を考えるにあたって

無体財産（権）について考察する場合、一般的には著作権法、特許法といった法律がまずはじめにイメージされよう。

しかしながら、果たして今後も現行法制度の下で無体財産（権）の権利処理をうまく行なっていくことができるか、さらに言うならば、法の整備を待つだけで良いか、といった問題意識は持つ必要があると思われる。

例えばコンピュータソフトウェアの場合、現在わが国では著作権法によって規律されている。さまざまな議論が交わされた末、こうした形で法的整備がなされたわけであるが、科学技術が日進月歩の発達をみせる中で、今後もこれが真に実態に則した適切なものであり得るか。ソフトウェアを対象とする法律を別途制定して、その中で権利処理を行なうことも理念的には考えられるし、むしろその方が適当なケースも、或いはあるかもしれない。

また、後に触れるトレードシークレットや商品化権などのように、産業の発展によって新しく権利性が認められてきた無体財産があるが、これらに関しては現在特別の法律はなく、権利処理にあたっては、民法や著作権法、商標法、不正競争防止法など、現行法の中から一番実情に近いものが適用されている。しかし、仮にこのような形での権利処理に限界が生じてくれば、新たな立法措置が必要となることも充分考えられよう。

アメリカでは、例えばコンピュータソフトウェアの分野で通常の著作権法の解釈では理解し難い範囲まで広く権利を認めた判例がでてきているように、保護される、或いは保護すべき権利の範囲は決して所与のものではなく、流動的なものである。まず法律というものが前提として存在し、それに合わせて権利処理の問題を考えるのではなく、産業・経済活動ないしはビジネスの実態、実情からアプローチし、それに則して法律その他の諸制度を検討していくことが重要と考えられる。

公正な競争秩序は当然にして守られなければならないが、権利者の側からも法律その他諸制度の内容について積極的に意見を述べ、より望ましい方向に誘導していくことが必要なのではなかろうか。

### III. 変化する無体財産（権）の性質

従来、無体財産権は大きく工業所有権と著作権とに分類され、前者では特許権、商標権などが、また後者では小説、絵画、音楽などに係るものが代表として考えられてきた。ところが、最近ではこうしたものに加えて、コンピュータのソフトウェア（プログラム）や企業の技術ノウハウ、営業秘密に絡むトレード・シークレット、さらには半導体回路配置利用権、フランチャイズ契約（システム）など、無体財産の範疇に含まれるものの範囲は大きく広がってきており、かつそれが工業所有権に属するのか著作権に属するのかといった区別も明確にできない権利が増えている。

また、無体財産の利用形態は、多様化、複合化が進んでいる。

例えば、産業用機械をとってみると、メカニカルな部分については特許権が関係するが、NC（数値制御）工作機械のように制御部分にコンピュータが組み込まれていれば、そのソフトウェアには著作権が絡んでくるといった具合に、ひとつのものに対して複数の無体財産権がかかわるケースが多くなっている。昨今盛んになっているコンピュータゲーム用の各種ソフトウェアでは、音楽、漫画のキャラクター、シナリオ、ソフトウェア技術などさまざまな無体財産が、ゲームソフトというそれぞれ本来の目的から全く離れたところで組み合わせられ、ひとつの新しい商品を作り上げている。また、情報のデジタル化に起因する面として、今までは小説は書籍、音楽はレコード、映画はフィルムといったように、著作物と伝達媒体が1対1の対応関係にあった。ところが、情報のデジタル化が進むと、文字も音声も映像も全てが同じデジタルデータとして処理でき、書籍、レコード、フィルムなどの媒体を通さず直ちに、しかも自在な形でコンピュータの端末機などから取り出すことが可能となってくる。

以上のような動きが顕在化するにともない、無体財産権の権利関係、権利処理はきわめて複雑になっているのが現状である。



いまひとつの側面として、無体財産は、個人的な或いはごく限られた者の間での利用から、産業的に大量に利用されるようになった事実も見逃すことができない。本来無体財産権は、競争秩序を維持すると同時に、その利用または活用によって社会の一層の進歩・発展に寄与すべきものであるが、その使用者が社会一般に広がり、かつ社会・経済の中で不可欠な地位を占めるようになってきたことから、従前にもまして公共的な性格が強まっているということができよう。

コンピュータソフトウェアを例にとってみると、代表的なOS（オペレーティング・システム）のひとつであるUNIXは、開発された当初はマニアや大学関係者を中心に使用されていたが、多くの技術者によりさらに使い勝手の良いOSとして育てられて行き、現在では多数のコンピュータに採用されている。ただ、当初は無償で提供されていたものが、途中で有償化されたことについて、使用者の側からは根強い不満の声がある。技術情報を差別化して供与し、それを梃子にして自己の独占的地位を築こうとする姿勢に問題が投げかけられているのである。

また、パーソナルコンピュータの大手メーカーである米アップル社が、ソフトウェア会社のマイクロソフト社を訴えたことがある。これは、アップル社のOSの操作環境を支える基本技術・機能をマイクロソフト社の新製品が取り込んでいたというものであった。そのとき交わされた議論では、アップル社の主張を支持する声がある一方で、逆にアップル社の訴訟は業界全体のソフトウェアの技術開発の進行を阻害するものであるとの有力意見もあったようである。

このように、無体財産権の公共的性格が強まり、かつ広く認識されてきたことにともなって、その中身は許諾権、即ち権利の使用を許可するか否かではなく、報酬請求権、即ち権利を使用させた結果の対価を収受するものへと変化してきている。そして、こうした無体財産権の許諾権→報酬請求権化は斯界の大きな流れとなっているだけに、その中で権利者がいかに適正かつ公正に報酬を享受し得るかという点が、重要なポイントといえる。

最後に指摘すべき点として、違法コピーの問題が挙げられる。

これは、情報のデジタル化や複製機器の発達などから、複製が非常に容易かつ

安価で出来るようになったことが影響している。ビデオやパソコンソフトなどを違法にコピーしてそれを販売、レンタルするケース、飲食店でレコードを無断使用するケースは、後を断たない。違法なコピーが増えるほど、適正な権利処理の遂行に齟齬をきたし、権利者にとっても、また適法な使用者にとっても不利益が生じている。

## IV. 新しい権利処理形態

以上見てきたように、無体財産（権）は一

- ① その範囲が大きく広がっている
  - ② 利用形態の多様化、複合化にともない、権利関係が複雑になっている
  - ③ 公共的性格が強まり、その中身は許諾権から報酬請求権へと変化している
  - ④ 違法コピーの増加により、適正な権利処理の遂行に齟齬をきたしている
- といった流れの中にある。

しかしながら、従来の権利処理方法は、こうした動きに対して必ずしも充分に対応できているとは言い難い。新たに登場してきた無体財産権では方法そのものが確立していないし、権利関係の複雑化という点をとってみても、権利者、使用者双方が多数にのぼり、またその間にいくつかの流通段階が入ってくると、権利者、使用者とも誰に対して如何なる形で使用料を請求、支払いすれば良いか分かりにくくなる。違法コピーのチェックにしても、権利者個々人が行なうことがきわめて困難なことは、想像に難くない。

こうした問題を解決する方途として、無体財産の権利を一括して集中的に処理する機関、あるいは団体といったものの設置が考えられる。そして、その機関が、使用料を公正かつ適正に使用者から徴収した上権利者に分配すること、加えて違法な使用者を排除することを役割とした制度、仕組みができれば、よりスムーズな権利処理が可能になると思われる。

現実にもすでにわが国では、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が、音楽の分野において権利に関する集中的な処理を行なっているほか、社団法人日本書籍出版協会が、出版物について同様の制度創設を検討している。

国際的にみても、とくにヨーロッパを中心としてこうした機関を設けている国が散見される。西ドイツでは、音楽著作権の管理団体であるGEMAをはじめ文

芸著作権、造形美術著作権、映画著作権などに関する管理団体があり、私的録音、録画については、ZPUと称する団体がそれらの上部組織として一括して使用料を徴収、分配している。各種無体財産の権利の行使は、これらの団体を通じてのみ可能となっている。またオーストリアでも、Austro-Mechana という音楽著作権の管理団体や Literar-Mechana という文学著作権の管理団体など7つの団体があるほか、フランスでも類似のものが制度化されている。

## V. 運用を求める無体財産

冒頭で述べたとおり、無体財産は産業・経済のさまざまな分野できわめて重要な役割を担っているわけであるが、その付加価値をさらに高めたいというニーズは、権利者の誰もが持っているであろう。そしてそれは、無体財産を「コーディネート」し、「運用」することによって実現されるものである。

その実例のいくつかを、以下で見たい。

- ① パーソナルコンピュータ用のソフトウェアの販売方法は、ここ2年余りで大きく変化している。即ち、付加価値再販制度（VAR）による流通が、従来の流通形態とは別に生まれてきているのである。VARとは、あるソフトハウスが開発したソフトウェアを、他のソフトハウスや流通業者がユーザーの要望に応じ、その一部を加工、改変して販売するものである。例えば、CAD（コンピュータによる設計）用ソフトウェアを開発している最大手のソフトハウスは、300社以上のVAR会社を自社の傘下で組織化して、今日の地位を築いている。
- ② 電子レンジ用に開発された電子を透過する特殊な塗料があるが、これを戦闘機に塗布するとレーダーに捕捉されないという効果が新たに見出された。この特殊塗料の価値は、用途が電子レンジに限られている場合と戦闘機に利用される場合とは大きく異なることは明らかである。
- ③ ある大手出版社では、2万余りの項目を記載した歴史年表を出版しているが、これをCD-ROM化する計画が、パーソナルコンピュータのハードウェアメーカー及びソフトハウスとの間で進められている。これが実現すると、データがさまざまな形で自由に加工可能となり、あるトピックスをキーワードとして検索し独自の年表を作成したり、他の統計データと組み合わせて違った観点から研究を行ったりすることができるようになるなど、それまでの年表にはなかった価値が生じてくる。

- ④ フランチャイズ制のコンビニエンスストアなどの場合、本部は加盟店の地域特性や顧客動向を他の地域と比較しながら分析し、これに対応した品揃えを指導している。さらに、商標や店頭ディスプレイの在り方をも含めてひとつのシステムを作り上げ、ロイヤリティ収入を得ている。システムを構成する要素の内容や組合せの巧拙で事業の発展が左右されるだけに、そのノウハウは重要である。
- ⑤ ウォルト・ディズニーの有名なキャラクターであるミッキーマウスやドナルドダックは、アパレル、食品、玩具、さらには子供用スポーツ用品、文房具など、多数の商品に使用されている。それらの商品は、人気キャラクターを使うことによって消費者にアピールし、売上を伸ばしているわけであるが、ウォルト・ディズニー社としても、積極的にこれらのキャラクターの使用を他に認めることで、より多くのロイヤリティ収入を得ている。

このように、無体財産は運用次第でより以上に付加価値を増すが、この運用を業務として、先に述べた権利処理機関で合わせ行なうことはできないか。

権利処理の問題と運用は密接に絡むことに加え、今後は各種の無体財産を縦横に駆使したコーディネートの高まりと予想されるため、さまざまなノウハウを持つ各専門家が協力して運用方法をアレンジすることが有用であろうこと、などからすると、この点についてさらに深く検討する価値はあると思われる。

## VI. 無体財産と信託制度の接点

新しい権利処理の形態として集中処理機関の設置という手法が考えられ、一方無体財産の運用ニーズは今後益々増大することが予想されるわけであるが、こうした中で、信託制度を上手く活用することによって、より良い仕組みが考えられないであろうか。

数少ない例として、協同組合日本放送作家組合では、本書巻末（資料3）で挙げたような「著作権信託契約約款」を著作権者との間で締結し、実際それに従って運営が行なわれている。また、先に触れた社団法人日本書籍出版協会でも、集中処理制度に信託制度を組み込んだ形が考えられているようである。諸外国の例でも、著作権は管理団体にすべて預けられ、その管理団体が権利行使をしている。その法的性格が代理的なものであるか、或いは信託であるかについては、今回の調査の中ではつまびらかにできなかったが、いずれにしても権利行使の主体は管理団体である。

信託制度の特色をごく簡単に述べると、① 制度の中心は財産であること、② 財産の名義は受託者に移転すること、③ 受託者に財産の管理・処分権限があること、の3点にまとめることができる。

無体財産がまさに“財産”として一定の価値が見出されるようになってきたこと、集中処理機関を設けた場合、権利処理にあたっては公正さが要求されること、また運用に際しては権利を当該機関に移した方がより有効であろうこと、などの諸点と信託制度の特色とを併考してみると、無体財産の権利処理並びに運用を行なうにあたっては、信託制度がひとつの有力な手段となり得るのではないかと思われる。

さて以上のように、権利処理集中機関を、信託制度をひとつの手法としながら、無体財産の権利処理とその運用に関する業務を役割とするものにとらえると、機

関の運営にあたっては、非常に多面的な知識・ノウハウが要求されることになる。文芸・科学技術などそれぞれの分野で専門知識を持つ者或いは団体、法制面で権利処理に精通している弁護士等、ならびに信託制度の専門家などがパートナーシップを組み機関を運営することによって、はじめてその役割が全うできるのではなかろうか。

\* \* \* \* \*

今回の調査は、まず基礎的なところからスタートしたものであり、わが国や諸外国のより詳細な実態調査、集中処理機関における信託制度活用の具体的イメージなど、さらに調査・研究すべき課題が多く残っている。これらについては、別途機会を改めて検討していく所存である。

以 上



無体財産の信託の可能性に係る  
基礎調査  
報 告 書

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会  
(財団法人 トラスト60 委託調査)

# は し が き

本報告書は、昭和62年度に財団法人トラスト60から委託された課題「無体財産の信託の可能性に係る基礎調査」の成果をとりまとめたものである。

調査に当たっては、コンサルティング委員会及びワーキンググループを組成し（各々のメンバーは別記の通り）、昨62年12月から今年3月の間に、コンサルティング委員会は3回、ワーキンググループは9回の会合を持ったほか、関係諸団体等へのヒアリングも適宜実施した。

昨今、社会・経済・産業のソフト化が進展するに伴い、科学技術のノウハウや各種著作物など、いわゆる無体財産の果たす役割が急速に高まっている。無体財産の内容は従前に比べるとかなり幅が広がっており、利用形態も一層多様化、複合化している。また同時に、その性格も社会的、公共的なものに変化してきている。こうした中で、「信託」という仕組みを使い、無体財産権の新たな保護形態を模索することが、本調査の目的である。

結果、当初は無体財産と信託を結ぶきわめて細かい糸しか見えていなかったものが、無体財産の公共的運用と組織等の第三者による管理という現実を把握することによって、両者の関係が浮き彫りとなってきた。従来このような調査研究は数少なく、この点本調査は有用であると考えられる。

ただ、今回はあくまでも基礎調査の段階であり、未だ解決・解明すべき多くの問題点が残されていることも事実である。今後、本調査の結果を踏まえ、さらに突っ込んだ研究を行なうことが必要であろう。

なお、本報告書は3部構成とし、第1部が本編、第2部は諸外国における無体財産権の動向に関して関係各位からの報告記録、第3部は資料編という形でとりまとめている。

昭和63年3月

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会



昭和63年3月現在

## ■ コンサルティング委員会 委員 ■

(五十音順、敬称略)

井上 智 治	弁護士
内田 盛 也	帝人株式会社 理事
佐野 稔	弁護士
清水 幸 雄	駿河台大学 助教授
田中 實	駿河台大学 教授、信託法学会 理事長
津沢 正 次	社団法人日本ビデオ協会 事務局長
中山 信 弘	東京大学 法学部 教授
新 良 篤	住友信託銀行株式会社 常務取締役
林 茂 夫	評論家

## ■ ワーキング・グループ 委員 ■

(敬称略)

井上 智 治	弁護士
林 茂 夫	評論家
山内 敏 嗣	住友信託銀行株式会社
徳江 寛	財団法人トラスト60
斎藤 正	社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会
鹿野谷 武文	社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会

# 目 次

## 第 1 部

第 1 章 無体財産と信託制度	1
1.1 無体財産を巡る動き	1
1.1.1 無体財産の運用	1
1.1.2 無体財産の公共化	3
1.2 コンピュータソフトの場合	5
1.2.1 コンピュータソフトの運用	5
1.2.2 コンピュータソフトの公共化	7
1.3 無体財産と信託制度の接点	12
1.3.1 集中処理機構の必要性とその実例	12
1.3.2 信託制度とのかかわり	14
1.4 運用ネットワークと研究機関の設置	16
第 2 章 ソフト化時代の無体財産	19
2.1 産業・経済のソフト化とは	19
2.1.1 ソフト化の条件	19
2.1.2 情報化	20
2.1.3 知識集約化	22
2.1.4 サービス化	24
2.2 運用を求める無体財産	26
2.2.1 ニーズとシーズの照合	26
2.2.2 ニーズ・シーズのコーディネート	27
第 3 章 無体財産権の多様化と新しい保護形態	31
3.1 権利保護の形態	31
3.1.1 無体財産の保護形態	31
3.1.2 産業の発展と法的保護	32

3.2 「権利がクロスする時代」の保護	34
3.2.1 国際化時代の保護政策	34
3.2.2 文化的著作権と産業的著作権	35
3.2.3 著作物の新しい利用形態	37
3.3 報酬請求権と集中処理機関	39
3.3.1 著作権の権利行使の流れ	39
3.3.2 新しい保護形態としての報酬請求システム	41

## 第 2 部

第 1 章 報酬請求権制度に関する世界の動向	45
—特にヨーロッパを中心として	
1.1 西ドイツの報酬請求権制度	45
1.2 オーストリアの報酬請求権制度	52
1.3 フランスの報酬請求権制度	55
1.4 ヨーロッパ三国の報酬請求権制度のまとめ	57
1.5 管理団体と分配	57
1.6 報酬請求権の考え方	62
第 2 章 国防上からみたアメリカの動向	65
2.1 米国国防報告にみるハイテクの位置	66
2.2 安全保障上の問題に格上げされた技術問題	68
2.3 国防に位置づく知的財産権	69
2.4 国防優先の研究開発と特許の見直し	70
2.5 米国は先端技術・知的財産権で新展開	72
第 3 章 国際経済関係からみたアメリカの動向	73
3.1 アメリカの知的資本強化の背景	73
3.2 アメリカの知的財産権関連団体の動向	76
3.3 ソフトウェアが日米の第一正面	79
3.4 過渡期の保護形態	79

## 第 3 部

資料 1	無体財産権利者団体一覧	83
資料 2	無体財産関連参考文献一覧	96
資料 3	「著作権信託契約約款」(協同組合 日本放送作家組合)	99

# 第 1 部

第1章 無体財産と信託制度

第2章 ソフト化時代の無体財産

第3章 無体財産権の多様化と新しい保護形態



# 第1章 無体財産と信託制度

## 1.1 無体財産を巡る動き

最近、無体財産あるいは知的財産と呼ばれるものが急速に注目を集めている中で、それをとりまく環境にも大きな変化が生じている。無体財産の範疇に含まれるものの範囲は、従来イメージされていた特許権や小説・絵画等に係る著作権などに加え、コンピュータソフトウェア、企業の技術ノウハウ等のトレード・シークレットなど広がりを見せているが、本節では特に無体財産の「運用」並びに「公共化」という2つの視点からその動向を見てみたい。

### 1.1.1 無体財産の運用

産業・経済のソフト化が進展するにつれ、無体財産は従前にもましてさまざまな分野で重要な役割を担うようになってきているが、無体財産は運用次第でその付加価値が大幅に高まっていく。詳細は第2章で述べるが、ここで運用の具体的なイメージを簡単に触れておくと、例えば、当初電子レンジ用に開発された電子を透過する特殊塗料の特許が戦闘機用塗料の開発に利用されその価値を高めたケース、歴史年表をCD-ROM化しユーザー独自の年表を作成したり他の統計データと結合を可能とすることによって価値を高めようとしているケース、ウォルト・ディズニーのミッキーマウスのようにアパレル、食品、文房具などさまざまな商品に使用されることによりキャラクターという無体財産の価値を高めているケース、などが挙げられる。ただ単に権利を所有しているにとどまらず、それを積極的に活用・運用し価値を高めていこうとするニーズは、今後ますます増大するものと予想される。

無体財産の運用については、1986年に通産省産業構造審議会から発表された「21世紀産業社会の基本構想」報告書の中で提言されている「創造的知識融合化」という言葉からも説明することができよう。同報告書では、次のように述べている。即ち—

「市場が高度化し、多様化している今日、新しい技術革新が胎動しつつあり、

産業の動的な発展を図るためには、創造的な基礎研究開発を進めるとともに、ハード・ソフトを通じる技術と知識の融合を図り、新しい技術体系を創造していかなければならない。

最近、在来の産業の枠を超えたいわゆる融業化ともいえる現象が目立っている。このような現象に鑑みれば、社会の各分野に蓄積された多様な技術と知識のストックを有機的に連結し、融合化し、これまでになかったような新知識を生み出し新たな産業分野を切り拓いていく創造的プロセス—創造的知識融合化は、今後、各産業内において知識を集約化する方向とともに、産業のニューフロンティア拡大に向けての考え方として位置づけることができる。

一方、近年、産業組織面からみると範囲の経済性が規模の経済性に比べ相対的に重要性をましてきているが、創造的知識融合化によるいわば〈融合の経済性〉の高まりは、まさにこのような流れに合致したものであると言えよう。創造的知識融合化は、その態様に応じて様々なパターンが考えられる。

(略)

創造的知識融合化は、今後の産業のニューフロンティア拡大の基本的方向であり、また特に要調整産業が既存部門の経営資源の蓄積を活かし、新規分野を創出することにも資するものであることから、産業構造の国際協調化を推進する原動力ともなるものと考えられる。」

この場合、「技術と知識の融合」、「新しい技術体系の創造」、即ち「創造的知識融合化」は、まさに無体財産を運用することによって初めて実現できるといえるのではなかろうか。

現在、萌芽的な形態はともかく、このような運用を専門的に行なっている企業・組織はない。しかしながら、ソフト化時代には技術と知識の融合を図り新しい技術体系を創造していく専門的な職業が生まれてくると予想される。やや趣を異にするが、広告会社がキャンペーンを行なう場合、音楽家・写真家・デザイナー・コピーライターをコーディネートしている。この場合、広告会社は無体物の融合—コーディネートを行なっているといえる。ただしこれは、複製権など一部の権利許諾を得ているだけであって、権利の運用が任されているわけではない。また、金融機関がいくつかのベンチャー企業を紹介し一つの新しい事業を生み出しているケースもあるようである。この場合は、新しい技術を融合した新しい事業が生

まれているわけであるが、権利者の手から無体物が離れているわけではない。本質的な意味での無体物の融合は、無体物の運用・管理処分権限が排他的に与えられていなければ困難であると考えられる。

また、後に具体事例を紹介するが、無体物はその運用如何によって当初の制作意図をはるかに上回る、あるいは運用者が異なれば異なるほど意図とは別の価値を生むケースが多々見られる。無体物の利用者が増え利用分野が広がるということは、それだけ運用者が増えることを意味し、またこのことが無体物の価値を高めていくことにつながる。しかしこのことによる財産管理面でのトラブル、保全面での諸問題は発生してこよう。

以上を総合的にくくる何らかの制度を考える時期が、今まさに訪れているといえる。

### 1.1.2 無体財産の公共化

無体財産を巡るいま一つの動きとして、公共化ということがにわかにクローズアップされてきている。

無体財産は本来、独占的排他権としての性格を有すると同時に、産業の秩序を維持し、かつ我々の社会生活をより一層進歩・発展させるという意味で、公共的側面をも併せ持つものである。即ち、典型的には特許権の分野でみられるように、例えばある新しい技術を発明・考案した者には独占的に（排他的に）それを利用できる権利が与えられる代わりに、その内容を社会一般に公開し、それを手がかりとして他が更に新しい技術の開発を可能とし、以て産業の発展に寄与する如くである。

こうした基本認識の中で、無体財産は先に述べた運用ニーズの増大などもあって多様な方面で産業的に大量に利用されるようになり、使用者が社会全般に広がってきていること、また社会・経済活動の中で必要不可欠な部分を構成してきていること、などの現状に鑑みるに、その公共的側面は、従来より以上に強まっていることができよう。就中、コンピュータソフトウェア、集積回路、バイオテクノロジーなどの科学技術分野においてはそれが顕著に現われているが、いくつかの無体財産が組み合わせられて新たな無体財産が生み出されることも現実

多々起こっており、その点からすると、文芸著作物などについても同様のことがいえるものと考えられる。

そして、このような認識が顕在化するにともない、権利を行使するにあたってはより公正かつ適正に行なう必要が生じてくる。権利者が自己の利益を極度に強調すると公共的側面は相対的に小さくなり、社会の発展に少なからず齟齬を来すものと思われる。独占的排他権としての側面と公共的側面のバランスの上で、後者の面が次第に強まっているという事実を念頭においた権利行使の諸制度を考えていく必要があるのではなかろうか。

## 1.2 コンピュータソフトの場合

### 1.2.1 コンピュータソフトの運用

運用で無体財産の価値を高めるという点ではコンピュータソフトウェアが最も典型的なものと言えるかもしれない。これはコンピュータの「本性」からくるものと考えられる。コンピュータは企業経営に位置付ける場合、従来の生産手段とは根本的に異なる性質を持っている。それは単なる「有体物」ではなく、論理構造を持つという特有性である。

今日のコンピュータの本格的普及は1964年に発売されたIBMのシステム360から始まっている。これは名前の通り360度、即ちあらゆる分野に利用できるコンピュータである。実際これ以降コンピュータは産業社会のあらゆる分野に普及してきたが、その利用即ち運用を具体的に可能にしているのがソフトウェアである。ハードウェアとソフトウェアが一体となったコンピュータシステムはソフトウェアのあり方次第であらゆる分野で使えるようになったわけである。それまでコンピュータは「効率」を追究するために利用されていたが、それ以降効率化プラス高収益を追求する手段として利用されるようになってきている。例えば、データベース構築によるデータ分析を基礎としたマーケティング戦略や企業経営の意思決定に利用されてきていることはその一例と言えよう。これらの用途に開発されたコンピュータシステムは多くの分野で利用可能である。ところが分野を超えての利用を促進するためにはこのことを専門的に追求する職業・企業の存在が必要である。先にも若干触れたような「無体財産の運用」業の存在をコンピュータシステムは求めている。

このことを象徴するような事例がアメリカでは生まれている。1980年時点でのコンピュータ産業のベスト10はIBMを筆頭にすべてハードメーカーである。ところが1990年までにはこのうち4社が入れ替わり、特に象徴的なのはハードメーカー以外のソフトハウスやデータ処理会社がベスト10入りしてくると予想されていることである。これは米国商務省でコンピュータ産業アナリストやソロモンブラザースの主席コンピュータ産業アナリストを経て、ウォールストリート・コンピュータ産業アナリストグループ会長になったスティーブ・T・マクラレン氏の

予測である。マクラレン氏はこの予測の根拠を次のように述べている。

「米国政府が各種システムを構築する場合、従来はIBMを中心とするハードメーカーに発注していた。ところが近年、1千億ドル単位のシステム受注を獲得しているのはソフトハウスやデータ分析会社である。これらの企業がIBM等を下請けとして使い始めている。彼らが大型プロジェクトを受注している背景にシステムの運用技術がある。つまり今後のコンピュータ産業をリードする者はシステム運用に優れている者であり、各分野で構築されたシステムを統合できる能力を持っている者になるだろう」

これまでこのようなシステム運用のノウハウを持っていたのはハードメーカーであったが、それがソフトハウスへ移行し、さらにデータを持つ企業に移行しつつある。今後AI化が進むことによりそれはコンピュータ産業と離れた分野から登場してくることも考えられる。いずれにしてもこの事実は次のようなことを示してはいないだろうか。

- ①ソフトウェアのサイドから見ると、開発時とは異なる用途が発見され、運用され、コンピュータに組み込まれ、利用料金を得ていることになる。
- ②各システムの統合（通産省の先の報告書の表現を借りれば知識の融合）が新しいシステムを生み出していく。
- ③システム即ちその基礎であるソフトウェア技術の運用に長けているものがコンピュータ産業、しいては情報産業、さらにソフト化社会において中心的な存在となると言えないだろうか。

コンピュータシステムの運用に関してはさらに次のような事例もある。パーソナルコンピュータ用CAD（コンピュータによる設計用ソフトウェア）の場合、世界で最も普及しているもので10万本余りである。この1本1本が開発メーカーから通常の流通経路でエンドユーザーのもとに送られているのではない。開発メーカーとユーザーの間に他のソフトウェア開発メーカーが入っている。このメーカーは開発元のソフトウェアを一部改変しユーザーのもとに届けているのである。業界ではこれをVAR（付加価値再販制度）と呼び、開発元のソフトウェアを対象ユーザーの業界にフィットするよう手直しして付加価値を高め販売しているのである。このように世界で最も普及しているパソコンCAD開発メーカーは300社にも及ぶソフトウェア開発企業と提携し今日の地位を築いているのである。開発

元の設計用ソフトウェアは各種業界、例えば機械、電気、建設用設計に精通したソフトウェア開発メーカーが手直し、つまり運用しているのである。

当初一般の商品と同じような流通からスタートしたパソコンソフトウェアは、今日VARによる普及こそがソフトウェアの本質に合致したものと理解され急速にVARが普及している。アメリカではこのようなVAR業者が4,000社にも達している。所謂ソフトウェア運用会社が登場しているわけである。

VARはソフトウェアの一部を手直しすることによって付加価値を高めているが、日本では今年に入ってソフトウェアの運用だけで委託手数料を徴収しビジネスとする企業が登場している。この事例ではソフトウェア開発企業約700社の情報と約300社のユーザーを組織している。このビジネスでは真にユーザーのニーズを把握し、ユーザーに最適のソフトウェアとソフトハウスを斡旋するには、システム・業務に対する知識、さらにはソフトウェアの評価とソフトハウスの能力を的確に評価する能力が必要となるとVAR業者は述べている。

### 1.2.2 コンピュータソフトの公共化

パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの場合、他の無体財産権と大きく異なる点がある。それは権利者が積極的にソフトウェアを他の同僚にどんどん提供する「パブリック・ドメイン」の「制度」が存在し、これがソフトウェア開発上大きな役割を担いつつあることである。例えば、コンピュータシステムのハードウェアとソフトウェアの両方の発展に大きく影響を与える基本ソフトウェアであるOS（オペレーティング・システム）のUNIXは今後のコンピュータ業界を大きく支配するものと言われている。このUNIXは開発当初、マニアや大学関係者を中心に無償で普及していったものである。これが多くの人によって使い勝手のいい素晴らしいOSとして育てられていった。また、統計用ソフトウェアや化学文献データベース用ソフトウェア等で最も人気の高いものもこうして普及していった。現在これらのソフトウェアは普及した後有償化されており、これに対する不満の声はソフトウェア開発者の中で根強い。

パブリック・ドメイン・ソフトウェアとして成長し発展したソフトウェアを有償化することに反対する主張は具体的な行動によっても示されている。例えば、

パソコン通信のホスト局（日本の場合で600余りある）には必ずと言ってよいほどパブリック・ドメイン・ソフトウェアのコーナーがあって自由にこれを利用できるようになっている。アメリカにおいては非常にレベルの高いものがパソコン通信によって供給されている。さらにアメリカにはフリー・ソフトウェア・ファウンデーションというフリー・ソフトウェアを供給する組織が存在する。ちなみにパブリック・ドメイン・ソフトウェアとフリー・ソフトウェアの違いは次の通りである。前者は権利者が著作権を放棄しているためユーザーが自由に改変出来るしこれを各種ソフトウェアの中に組み込み新しいソフトウェアを作ることもできる。これに対し後者のフリー・ソフトウェアは著作権を主張するが無償で提供するもの、とされており、再譲渡等は許されない。とは言うものの両者を区別する法的根拠は未だ確立されていない。このファウンデーションが供給するソフトウェアは世界のトップ水準をゆくものであり、この無償による供給は今後のソフトウェア開発に大きな影響を与えるものと思われる。

ファウンデーションの中心人物であるR. M. ストールマン氏はフリー・ソフトウェアの精神について次のように述べている。

「知的財産の権利にかかわる問題点を注意深く勉強した人々（例えば法律家）は、知的財産には固有の権利はない、という。知的財産に対して設定され、政府が認めた各種の権利は、どれも特別な目的に応じて、特別の立法行為によって作り出されたものである。

例えば、特許制度は発明者に発明の詳細の公開をすすめるために創設された。その目的は発明者を助けるためよりは社会を助けるためであった。その当時17年という特許の寿命は技術水準の進歩の速さに比べて短かった。特許は生産の準備に比べてライセンス契約の経費と労力が小さい製造業者の間だけの問題であったから、たいした害を及ぼすことは余りない。特許はその製品を使用する多くの個人の妨げにはならなかった。

知的財産権はすべて社会からそれが正しいにせよ間違っているにせよ、ライセンスを認めることが社会全体の利益になると考えられるという理由で、認められる権利である。しかし個々の状況において我々は、次のように問わなければならない。そのようなライセンスを認めて、我々は本当によりよい状態にあるのか。我々はどんな種類の行為を許可しようとしているのであろうか。



現代のプログラムの場合は、100年前の本の場合とはまったく違う。プログラムをコピーする一番易しい方法は、隣の人からコピーすることだという事実、プログラムにはソースコードとオブジェクトコードがあり、それらは異なるという事実、そしてプログラムは読んだり楽しんだりするためのものではなく使うための物であるという事実は、互いに結び合って、著作権を強要する人は全体としての社会に物質的にも精神的にも害を与える状況を作り出す。そのような状況では法律がそれを許すかとは無関係に著作権の強要をすべきではない」(野崎昭弘訳)

この主張は多くの問題を含んでいる。しかし、氏は先に示したパブリックドメインで育った基本ソフトウェアのUNIXが多くの人に歓迎され普及した時点でこれを有償化した事例をにらんでの主張であることに注目したい。基本ソフトウェアは多くの人に採用されて初めて価値あるものとなる。ところが広範に普及した後公共性を無視し技術情報の差別的供与を行う等して、これを梃子として自社の業界での独占的地位を築こうとする姿勢に問題をなげかけているわけである。

このストールマン氏の主張は多くのソフトウェア開発者の意見を象徴している。同時にソフトウェアの公共性を示す最も象徴的な事例であり主張である。これは突出した事例であるかもしれないがソフトウェアの公共性を考える上で無視できない。日本ではこのような教訓も生かし、次世代の基本ソフトウェアのOSに関して100社余りが共同して運用する試みがなされている(社団法人TRON協会の事例)。また、最近では次のようなことも起きている。

パソコンの基本ソフトのOSの圧倒的シェアを持つマイクロソフトの製品をハードメーカーのアップル社が訴えた。それは、アップル社のOSの操作環境を支える基本技術・機能をマイクロソフト社の新製品が取り込んでいるというのである。これに対し訴訟自体を問題とし、アメリカのパソコンソフトウェア協会であるソフトウェア・パブリッシャーズ・アソシエーションが3月末シンポジウムを開いた。これには400人余りが参加し、その関心度の高さを示した。

討論は積極的にアップル社による訴訟を支持する声もある一方で、逆にアップル社の訴訟を「ソフト開発の進化を止めるもの」「アップル社用のソフト開発ができなくなる」などの批判的な意見も多く出された。「技術はひとつひとつの積み重ねで進化していくもの。誰かが何かを開発し、これを誰かが土台にして更に新たに開発することはいけないことでしょうか。今回のアップル社の行為は技術の進

化に大きな歯止めをかけることになるだろう。」との基調報告に大きな拍手が送られていた。

業界では「神様」といわれている天才プログラマーの D.S.Bricklin 氏は「この訴訟でアップル社が得るものは非常に多いはず」とし、「アイコンやウィンドウの技術がアップル社のものであるかのような印象を与える」ことへの懸念を述べた。同時に氏は「アップル社が勝てば、私の基本技術を利用している多くの会社に対し、多額の著作権料を請求出来る。もちろんこれは冗談であり、私は訴えるようなことはしないし、できない」とし、アップル社の行為が技術を発展させるうえで問題であることを強調した。アップル社のこれらの機能を利用しているソフトウェア開発企業は「アップル社は私たちを訴えるようなことはしないと主張しているが、信用できない」との苦情が次々のべられていた。

アップル社の創設者で問題の基本 OS を開発した Jobs 氏は「引力は著作権で守られていません。引力は生きていく上でベーシックなものであり、それは著作権で守られてはいけません。アップルがこの訴訟で勝てば、(そこで守られた)著作権は、実はゼロックスのものになるのです。私はこの OS の機能とアイデアの一つ一つを (ゼロックスの) 誰が開発したのかを知っています。誰が初めてそれらを考えたかをよく知っており、彼らと話し合いながらマックの OS を作ったのです」としアップル社の今回の訴訟は間違いであると述べ注目された。

これら OS を中心とする基本ソフトウェアの権利問題は現在業界で最もホットな話題となっており、今後のソフトウェアの問題を考える上でも重要な問題を提起している。公共的性格の強い基本ソフトウェアの管理は公共的に行われるべきであるということは日本、ヨーロッパでは定着しつつあり、このためのアクションが取られている。しかし問題は公共的運用をした場合そのサポートを誰が行いその費用を誰が負担するかということである。日本やヨーロッパでは公益的な団体でそれを行おうとしている。

以上はコンピュータソフトウェアの中で基本ソフトウェアに関する動きである。しかしソフトウェアは普及すればするほど公共的な性格を強めざるを得ずその管理の問題が生じてくることを考えていなければならないだろう。このことと開発者の権利と利益を守ることを両立させる方法については論議されていないのが現状である。ソフトウェアの公共性を主張するその内容は、価格の問題よりも技術

情報の公開と共通する問題をユーザーと共同で是正していくこと（供給者が一方的に変えない）である。このような問題はまだその必要性が弱いためかほとんど論議されていない。しかし、ソフト化時代に向かって避けて通れない課題である。

## 1.3 無体財産と信託制度の接点

### 1.3.1 集中処理機構の必要性とその実例

以上、無体財産権に関する動きを「運用」と「公共化」という2つの点から概観したわけであるが、ここから次のようなことが導き出されるであろう。

即ち、まず運用に関してであるが、無体財産は運用が活発化するほど権利関係が複雑化してくるということである。「運用」は「コーディネート」と言葉を置き換えても良いが、要するに各種無体財産を組み合わせることによってその付加価値を増そうとするものである。無体財産の利用形態はますます多様化、複合化が進み、それにともなって権利関係、権利処理の方法は一層複雑さの度合が高まっている。それだけに今後、権利処理を統一的行なうような仕組みを検討して行くことが是非とも必要となつてこよう。

運用に関してもう一つ指摘されるのは、より効果的な運用を行なうためには、使用者側の潜在ニーズと権利者側における無体財産の応用可能性の両者を結ぶことを役割とする存在がきわめて重要になることである。使用者、権利者ともそれぞれ自己の実情には通じているものの、相互の交流については、いま一つ行なわれていないのが実情である。後にも述べるが、通産省が創設した「テクノマート」制度や一昨年の著作権法改正にともない設けられたコンピュータソフトウェアの登録制度を見ても、当初目論んでいた使用者と権利者の交流促進という狙いは、必ずしも充分達成されていないのが現状である。こうしたことから、無体財産権制度を考える場合、両者の紐帯となるようなより強力な仲介機能の重要性が、改めて強調されるのである。

また公共化に関しては、このような認識が社会全般の中で深まるのに呼応して、権利の行使は従来より以上に公正・適正になされるべきであることから、独占的排他権としての側面と公共的な側面の均衡を図りつつも、後者により重点をおいた制度作りが重要であるといえる。

さて、以上挙げた諸点を包括する無体財産権制度を考えた場合、それは権利者と使用者が個別に相對するのではなく、何らかの機関、団体が介在することが必要ではないか、そしてそれによって公共的かつ統一的な権利処理、及び効果的な

運用・コーディネイトが実現し得るのではないか、というのが今回我々の調査の中での提案の一つである。

なお、機関、団体による権利処理については、諸外国を含めいくつかの実例があるので、以下に紹介したい。

まずわが国では、極めて数少ない例として、協同組合 日本放送作家組合がある。同組合は「著作権に関する仲介業務に関する法律」に基づき文化庁の指定を受けた団体であり、著作権者から権利を預かってその使用にあたっての許諾と使用料の徴収等の業務を行なっている。

アメリカでも、作詞家協同組合があり、日本放送作家組合と同様のシステムを持っている。組合と組合員である作詞家との間で締結される「ROYALTY COLLECTION PLAN AUTHORIZATION」では、次のように規定している。

1. 委託者は著作権使用料徴収プランに参加することに同意する。
2. プランは以下の各業務を含む。

ロイヤリティの徴収

下文で述べる代理徴収されたロイヤリティの払い戻し

代理徴収されたロイヤリティに関する記録の永久的保存

3. ここで言うロイヤリティの範囲は、従来のあるいは今後出版社や出版社以外の関係者と結ぶ契約書（ギルドの様式であるかないかにかかわらず）に基づいて支払われるべき、もしくは支払われるかもしれない現存するあるいは今後発生するあらゆる形態の権利の使用料及び計算額の全てを見込んだものとする。ただし、ASCAPまたはBMIで徴収された演奏使用料のロイヤリティ、ドラマティスト・ギルドを通じて徴収されたロイヤリティの計算額を除く。

なお、ASCAP (AMERICAN SOCIETY OF COMPOSERS, AUTHORS AND PUBLISHERS) は音楽著作権関連の団体で、日本音楽著作権協会 (JASRAC) と同じ様な業務を行なっており、ロイヤリティ徴収システムを持っている。また、ソングライターズ・ギルド・オブ・アメリカという作詞家の団体があり、権利保護に係る実務と情報の提供、創作活動及び生活を支える基盤となる経済的制度的支援を行なっているほか、出版社、作家、フォトコピーのユーザーによって構成される非営利団体であるコピーライト・クリアランス・センター (C

CC)でも、著作権所有者に代わり許諾と使用料徴収を集中的に行なうシステムを持っている。

なお、ヨーロッパにおいても、西ドイツ、フランス、オーストリアなどで同様の機関が制度化されており、権利の行使はその機関を通じてのみ行なわれる仕組みが出来ている。(ヨーロッパの実情については、第2部で詳細を紹介している)

### 1.3.2 信託制度とのかかわり

無体財産権の権利処理を行なう機関・団体の必要性和、それについてのいくつかの実例を見てきたが、本節ではこの中に信託制度を組み込み、より良い仕組みが考えられられないか、という点について考察したい。

理由はともかくとして、先にみた集中処理機関では既に実際、信託制度が活用されているという実態にまず目を向けてみたい。日本放送作家組合では、第3部資料3のような「著作権信託契約約款」を著作権者との間で締結し、信託制度を組み込んだ形で組織の運営がなされている。また、日本書籍出版組合においても現在集中処理機関の創設を検討中の模様であるが、ここでも信託の仕組みを使った制度が考えられているようである。諸外国の例でも、真に信託であるか否かは必ずしも明確ではないものの、権利はすべて管理機関に預けられる形となっている。

ここで、信託制度の特色について簡記してみると、諸説はあるものの概ね次の通りである。

- ① 制度の中心は財産である
- ② 財産の名義は受託者に移転する
- ③ 受託者に財産の管理・処分権限がある
- ④ 受託者の権限は自己の利益のためではなく、他人のために行使されなければならない

無体財産がまさに“財産”として一定の価値が見いだされるようになってきた中で、集中処理機関においては公正かつ適正な権利処理が要求されること、運用に際してはその権利を当該機関に移転した方がより有効であろうこと、などからすると信託制度は無体財産の権利処理、運用を行なうにあたっての一つの有力な

手段として充分考えることが出来るのではなかろうか。

なお、若干付け加えるならば、実例として挙げた集中処理機関では、無体財産の運用までは行なわれていないのが実情のようであるが、運用ニーズの増大という点に鑑み、使用の許諾、使用料の徴収等権利処理に絡む業務だけでなく、積極的に運用に関連する業務をも本業として担っていくことを検討する必要性があるものと考えられる。それによって集中処理機関への期待は一層高まることとなろう。その際には、極めて多様な知識やノウハウが必要になるが、無体財産のそれぞれの分野で専門知識を持つ者・団体、弁護士等法律の専門家、信託制度の専門家などが互いにパートナーシップを組み機関・機構を運営していくことが大きなキーポイントとなつてこよう。

## 1.4 運用ネットワークと研究機関の設置

先に述べた無体財産の運用について、本節で今少し敷衍してみたい。

無体物の運用・コーディネートとは知識の融合、しかも学術的な知識から、情報としての知識、芸術・文化としての知識の融合である。これら知識の融合を実現するためには、広い分野にわたって、研究動向や開発動向、そしてこれらの成果を利用するユーザー層の動向を常に把握していなければならない。従って、このことを可能にする本格的な研究・教育機関を持たなければ知識の融合は実現できないように思われる。このような研究機関は従来の形態とかなり異なるであろう。

「研究」は大学、研究所そしてシンクタンクとその形態を進化させてきた。ソフト化時代には当然、研究機関の役割も変化すると思われるし、ソフト化時代にふさわしい研究機関を設立する必要がある。実はこのような研究機関こそが、知識融合機関になり、無体物の運用を職業化・企業化出来るのかもしれない。次に、簡単に研究機関の歴史を振り返り、ソフト化時代の研究機関の性格を述べてみたい。

研究所とは大学、学会とならんで現在の3つの学術機関の形態の一つである。大学は、1158年ボローニアに生まれ、学会は1600年にローマで最初の学会が、1662年にイギリスのロイヤル・ソサイアティ（王立協会）、1666年フランスの王立科学院が創立されている。これに対し研究所は最も新しく1799年にイギリスのロイヤル・インスティテューションが生まれたのが初めてである。これは「機械師を養成する」ための機関で「知識の普及と科学の応用を」目的としていた。さらに研究所は大学などに付設され普及していくが、これらが産業革命の時期に普及していったことを見逃せない。

学術機関の3つの形態は歴史とともに、知識の実際面への適用に近づいていることが理解できよう。

今日の研究所の発展は企業付設研究所の発生から始まる。それは1890年代のドイツ、アメリカに於て普及していった。これは科学が生産の不可欠な一部となったことを意味していた。これによって、計画的に科学研究は組織されるようになった。そして科学の応用が速まった。次に見逃せないのが1920年代から本格的に



普及した社会科学の研究所である(1920~22年に30余り設立されている)。これらは企業研究所が生産に自然科学を結び付けたように、国家の政策に社会科学を結び付けた。

以上の学術機関の3つの形態と趣を異にする「研究機関」が第二次大戦後登場してきた。これがシンクタンクである。その中で代表的なのがランド・コーポレーション(ランド研究所)である。これは、戦略立案のために自然科学・社会科学を総動員する役割を担っている。シンクタンクは、大学における専門ごとの閉鎖性を弱めるという効果もあった。日本ではシンクタンクの設立ブームが1966年に訪れている。なお、戦時中の満鉄調査部は今日で言うシンクタンクとして位置づけられよう。

前記3つの研究機関の形態とシンクタンクの違いは、前者が科学研究の計画的組織化であるのに対し、後者はその重点に科学研究を基礎にした情報の体系化があるということである。研究員の性格も大学・学会・研究所・シンクタンクと経てくるに従って、また研究機関の機能の変化に伴って、研究成果の統合化と応用を促進するために、オルガナイザーとしての役割が強化されてきているのである。これは研究員がジャーナリスト化の傾向を強めているということもできる。シンクタンクの研究員は従来どの学術機関の研究員より「歩き人に会う」のである。そしてこれらの人々の知識を批判的に統合化していくのである。同時に、一般にアカデミズムと対置されるジャーナリズムとの関係でみると、大学、学会、研究所、シンクタンクと研究機関の進化に従って、アカデミズムの性格が後退しジャーナリズムの性格が強くなってきている。

自然科学が生産に寄与した時代の研究所、社会科学が国家の政策や生産活動に結びついていった時代の研究所、この延長線上で次に何が生産活動と結び付くかと言えば、それは、芸術といえるのではなかろうか。デザイン部門が経営戦略と密接に結び付き、企業のコーポレート・アイデンティティをはじめとする企業戦略と芸術・スポーツが結び付く時代に入っている。こうして知識全般、無体物全般が生産に寄与する時代が到来しつつあるのであって、このことを意識的に追究する研究機関が待たれているのである。

以上のような研究機関の歴史を踏まえて、ソフト化時代に求められる研究所は、大学、研究所、シンクタンクに於ける研究動向を把握し、これらの交流を促進す

るものであるべきだが、この交流はこれらの研究成果の運用を可能にする機能を持っていなければならないだろう。同時に、交流形態もネットワーク形が望まれる。本調査研究との係わりで言えば、無体物の運用者を組織し、無体物の運用のために積極的にアドバイスし、そのための資料とコンサルタントを紹介し、ビジネスの動向をサジェッションするということである。

ソフト化時代の研究所は、無体財産の運用のために次の3点を常に把握しておく必要がある。

- ①あらゆる分野の研究及び開発動向
- ②あらゆる分野のニーズ・克服課題の把握
- ③あらゆる分野の政策・活動・事業動向の把握

そして、このために以下の機関の動向を常に把握しコネクトしていなければならない。

- ・ 研究所
- ・ シンクタンク
- ・ 学会
- ・ 業界団体
- ・ 企業
- ・ 行政機関
- ・ 無体財産関連団体
- ・ 上記の動向を把握するためのそれぞれの報道紙誌
- ・ 上記の動向・情報の意味を分析しコメントする評論家

つまり、研究所の研究機関と研究者の研究、報道機関の報道、情報の情報源としての役割が求められる。各種評論家と各種専門紙誌の仲介をはじめ、以上の関係者の交流の中から、運用者を組織していくのが最も現実的である。

なお、組織化はパソコン通信等のネットワークによる情報の交流を基礎に行うべきであろう。パソコン通信が持つ機能のうちでも、電子掲示板や電子会議システムなどは研究者による意見交換を促進する。米国の事例では、パソコン通信による研究のあり方は、研究方法の新しい形態を提起している。

## 第2章 ソフト化時代の無体財産

### 2.1 産業・経済のソフト化とは

#### 2.1.1 ソフト化の条件

我が国及び先進各国の産業・経済は今、大きな変換を求められている。産業・経済のソフト化が大きな課題となっている。大蔵省では昭和58年学者研究グループに研究委託を行い、その結果「ソフトノミックス」を提唱している。ソフトノミックスとは「文明史の新しい方向を示す新しい言葉」でギリシア語の経済学と共同社会の在り方という言葉にならい「ソフト化社会の在り方」を考える意味だと説明している。ここでいうソフト化とは次の四つの特徴を持つという。

- ①情報化・知識集約化＝科学 技術・生活のソフト化。
- ②人々の意識の変化＝文化的・精神的豊かさへ。
- ③システムの変化＝小規模・分散型の見直し。
- ④経済のソフト化＝サービス化・軽薄短小化。

このソフト化を「文明史の大きな潮流」と位置づけ、この潮流が行政改革・政府規制の緩和・民間活力の活用・国際化等を要請しているのだと解説している。

これをさらに具体的に研究するために、大蔵省は同年に「ソフトノミックス・フォローアップ研究」を開始している。この研究はその後一年間に380回の研究会を開催し、これに参加した学者研究者延べ460名、研究機関95。この研究成果は『ソフトノミックス・フォローアップ研究会報告書』として大蔵省財政金融研究室から40冊余りが発表されている。多くの研究者を組織し日本経済のソフト化推進のため、昭和59年、新日本製鐵、日本電気、ソニー、野村証券、サントリー等185社が結集し「ソフト化経済センター」が設立されている。

そして、本調査研究は産業・経済のソフト化に当たってその財産価値が極めて重要なものとなるであろう無体財産を保護し、その価値をさらに高める制度についての問題提起をめざしている。この様な視点から、本調査研究との関係では、

産業・経済のソフト化を次の3つの側面から把握することが重要と思われる。

- ①情報化
- ②知識集約化
- ③サービス化

この3つの側面は、産業・経済の高付加価値化を促進する要素である。つまりソフト化とは経済的には高付加価値化と言い換えることができる。そして、情報化・知識集約化・サービス化によって高付加価値を実現する際に最も重要な行為が、無体物のコーディネートなのである。

それでは以上3つの側面がどのような状態にあるのか次に述べる。

### 2.1.2 情報化

産業・経済の「情報化」とは、従来の業務の高付加価値化を実現することと言える。そしてこれを支える基礎技術がコンピュータとこれをネットワーク化したコンピュータ通信技術である。このことにより、「これまで日本の産業・経済をリードしてきた第2次産業に於ても情報による付加価値を高める〈2.5次産業化〉」が関係者により強調されている。

産業・経済の情報化の基礎技術を提供する情報産業自体の成長をつぎに紹介し〈情報化〉の傾向を把握することにしたい。日本においては「情報産業」についての概念は定まっていないが、ここでは通産省の用法に基づく。

通産省産業構造審議会情報産業部会は1987年6月『2000年の情報産業ビジョン』を発表した。それによると、日本の情報産業は1984年で19兆円を上回り2000年には144兆円に達し、GNP比で20%を上回る産業に成長するとされている。同時に、2000年には情報産業が全産業の成長に寄与する割合は22%となる。このことは、現在の10%余りの寄与度と産業への影響度を考慮に入れた場合、将来如何に大きな影響を持つかが理解されよう。さらに、上記報告書は情報産業について「引き続き高い成長の可能性を有しており、今後日本経済を担うリーディング・インダストリーとしての役割を果たすことが期待される」と述べている。

電子工業、電気通信、情報サービスを合わせた情報産業の生産額は次の通りで

ある。

(単位：億円、%)

	1984年	1990年	1995年	2000年
電子工業 同GNP比	134,436 4.38%	296,944 7.06%	584,415 10.75%	1,101,552 15.67%
電気通信 同GNP比	49,557 1.61	75,530 1.81	124,309 2.32	185,392 2.67
情報サービス 同GNP比	12,399 0.40	31,935 0.76	71,706 1.33	158,226 2.27
合計 同GNP比	196,392 6.39	404,409 9.63	780,430 14.40	1,445,170 20.61

また、全産業の全設備投資額に占める情報化投資額は次の通りであり、現在の10%台から、2000年には30%台に達する。

設備投資に占める情報化投資の割合

(単位：億円)

	1984年	1990年	1995年	2000年
情報化投資額……	98,083	185,276	360,259	682,363
全設備投資額……	840,118	1,116,804	1,483,201	2,063,422
情報化投資の割合	11.1%	16.6%	24.3%	33.1%

以上のように、情報化の基本技術を支える情報産業は急速に展開し情報化を促進することを示している。加えて、情報産業は生産額の面で大きなシェアを占めるだけでなく、各産業分野を支える企業の経営戦略に大きな影響を与えていることが、従来のリーディング・インダストリーとの大きな違いである。このようなことを考慮に入れた場合、情報化のメルクマールとして情報産業の発展度合を位置づけることができよう。同時に、本調査研究との関連では情報化時代の無体財産の典型として情報機器用のソフトウェアを考えることが出来る。

### 2.1.3 知識集約化

知識集約化は大きく次の二つに分けられよう。

- ①産業が科学に基礎を置く、所謂科学技術の集約である。
- ②産業のデザイン化である。

知識集約化の場合、①の科学技術の集約については多く指摘されているが、このことを示すには各国がそして各企業が研究開発費を急増させていることを紹介することで充分であろう。先進国では1970年代の2度の石油危機の時代は対国民総生産額に対する研究開発費の割合は横ばいであった。ところが1978年以降、各国でその割合を急速に高めている。特に、わが国では研究開発費の対G N P比が1960年代の1%台から70年代の2%台、そして現在では3%台に突入している。

知識集約化で見逃せないのは②の産業のデザイン化である。産業・経済のソフト化を述べる場合にこの点を欠いているものが多い。

個々の企業に於ても高業績企業は製品の開発にあたってデザインを重視し多額の費用をかけていることが明らかになっている。

下記の表でも明らかなように、「今後のデザイン部門が企業内のどの部門と結び付きを強めるべきか」との問いには、広報P R部門が僅か4.1%であるのに対し44.9%がトップマネジメントとの結び付きを必要と答えている点が注目され、さらに「80年代の経営環境に対応するためにデザイン部門はどの点を重視して活動したらよいか」との質問に対しては81.6%の企業が「企業戦略立案への参画」と回答している。つまり、企業のデザイン部門は今後ますます企業経営と密接な関係を持つようになるわけである。従って、デザイン部門の強化は必然的なもの

と言えよう。

企業内でデザイン部門が今後結び付きを要請される部門

部 門	
企 画 部 門	63.6%
ト ッ プ マ ネ ー ジ メ ン ト	44.9%
技 術 部 門	42.0%
営 業 部 門	40.8%
広 報 P R 部 門	4.1%
生 産 部 門	2.0%
そ の 他	2.0%

出所：『中小企業におけるデザイン開発実態調査報告書』

日本産業デザイン振興会

さらに、ファッションのデザインと付加価値の事例については、世界のファッション界をリードしている「ミラノファッション」がある。ミラノはつい10年前まで、「パリデザインの下請け工場」といわれ、ファッション界をリードするとは誰も想像していなかった。ところが、フィレンツェ等で分裂して開催されていたイタリアコレクションを定期的にミラノで開催するよになり今日の隆盛となり輸出額も15年前の10倍へと成長している。ミラノコレクションを開催することによって付加価値が増大しているわけである。

産業のデザイン化を考える場合、しばしば製品のデザイン化を考えがちである。忘れてはならないのが商品以外にも企業の「デザイン化」、即ちコーポレート・アイデンティティ（C I）があることである。C Iに伴って、意匠・商標・さらには各種キャンペーン、店舗等のディスプレイのノウハウが保護される傾向にあり、本調査研究との関係で重要である。

#### 2.1.4 サービス化

わが国にはこれまで製造技術の導入には熱心であったが、サービス技術の導入は比較的遅れていた。ところが、1971年にマクドナルドによる技術の導入が行われ、コンビニエンス・ストアのセブン・イレブンの技術が導入されたのが1973年である。これ以降、急速にアメリカのサービス技術の導入が活発化している。これらが成功するに及んでアメリカからのサービス技術の導入が盛んになっている。

アメリカのサービス技術のレベルは高く、これの輸出に占める割合は昭和55年ですでに53.4%に達していると言われている（これには、利用技術としてのソフトウェアを含む。インターナショナル・フィナンシャル・スタティスチックス調べ）。東京ディズニーランドの場合、初年度で本社に50億円のロイヤリティーフィーを支払っている。ロイヤリティーフィーの場合、ほとんど経費がかかっていないことを考慮に入れる必要がある。モノの販売で同じだけの収益をあげるとなると、おそらく1千億円の売上が必要だろうと言われている。

アメリカのサービス技術の導入は具体的には、マニュアルの導入であり、これをもとにした教育を受けることであり、また教育を実施することである。

マクドナルドの場合は膨大なマニュアルがあり、これを習得するための教育機関「ハンバーガー大学」を有している。さらに、スターと呼ばれるサービス係のの制度があり、各地区ごとのスター研修会を設けている。

伊藤忠商事は昭和47年に、「ホリディ・イン」からホテル技術を導入している。伊藤忠商事がこの技術の導入を可能にしたのは、それがマニュアル化されていたからであり、マニュアルを習得するための教育機関である「ホリディ・イン大学」があったからである。

三井物産がアメリカのARAサービス社から導入したサービス技術は企業や病院などの食堂のもので、非常に多くの食事を短時間で提供することを可能とするものである。この技術はすべて数万句に整理されたマニュアルとして導入されている。

なお、本調査の一環として、「所有」の歴史について専門家からレクチャーを受



けた。その際に上記の「教育」との関連で重要な指摘を受けてので、ここに紹介しておきたい。

『古代社会において「物の所有」は、家族・部族の移動等の場合にそれは単なる邪魔者に過ぎない。この時代における「所有」は「知ること」ではないか。つまり、獲物の在処を知り、その採取の仕方を知り、獲物の知識を得ていることが今日の「所有」に近い意味をもっていたのではなかろうか。従って親から子への「所有物の移転」は知識の伝授であったであろうし、このことが「財産の移転」につながったであろう。この場合〈所有〉と〈教育〉は密接な関係にあったことが推測できる。』

このような意味合いにおいて、「ハンバーカー大学」、「ホリディ・イン大学」等の事例は興味深い。現在保護されているのは教育の成果としての「サービス技術」であり、研究の成果としての各種技術である。つまり、現在は成果物の保護に力点が置かれているのであるが、時代の発展と共に今後は、教育方法・研究方法等〈方法〉の保護を検討して行かなければならないのではないだろうか。

## 2.2 運用を求める無体財産

### 2.2.1 ニーズとシーズの照合

前節で産業・経済の高付加価値化を促進する要素として①情報化、②知識集約化、③サービス化の3点をあげた。そして、高付加価値化を実現する際に、最も重要な行為が無体物のコーディネートであることを述べた。この事について今少し詳しく見てみたい。

産業・経済のソフト化は市場サイドから見ると、「多衆の時代」等と表現されているように、市場ニーズの多様化が深く進んでいると同時に、多様化する市場ニーズと直結した研究・技術開発が求められることでもある。そして、細分化し多様化するニーズと細分・多様化する研究・技術開発の照合、つまりニーズとシーズの照合が出来るか否かがソフト化を進める上で重要なファクターとなっている。通産省が「テクノマート」制度を推進した背景にはこのようなニーズとシーズの照合の必要性があった。また、異業種交流などが頻繁に開催されるのもこのような理由があろう。これらは、ニーズとシーズの持ち寄りなのである。

パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの販売方法がここ2年余りで大きく変化しようとしている。即ち、付加価値再販制度（VAR）による流通が従来の流通形態とは別に生まれてきているのである。これは、ソフトハウスが開発したソフトウェアを他のソフトハウスや流通業者が一部をユーザーの要望に応じて改変して販売する流通形態である。例えば、CAD（コンピュータによる設計用）ソフトウェアの場合、世界で最も普及しているパソコン用CADは300のVAR業者を組織している。これらの業者はCADソフトウェアの一部を改変し建築用CAD、回路図用CAD、機械設計用CAD等に特化し販売している。このようにソフトウェアに関するニーズとシーズを把握することからVARが成り立っていると言える。

しかし、テクノマートやVAR流通の場合、ニーズについてはユーザーが発し、シーズについてはベンダーがその意義・用途を説明しているという具合に、これを積極的にコーディネートして付加価値を生み出しているわけではない。ソフト化時代の無体物の運用は、よりアクティブなものである。ユーザーがニーズと

して気が付いていないニーズとベンダーが気が付いていないシーズの側面を積極的に発見し、これを示しコーディネートすること、特に、シーズがユーザーとの関係で多様に変化するというのが、実は無体物の大きな特徴であり、この無体物の特徴をフルに活かすコーディネートの出現がソフト化時代には必要なのである。

### 2.2.2 ニーズ・シーズのコーディネート

ニーズ・シーズのコーディネートとは具体的にはどのようなことを言うのだろうか。

無体財産関係団体のヒヤリング等からいくつか事例を見てみたい。

#### 【事例1】

電子レンジの開発競争の中で発明された特殊塗料を戦闘機に塗るとレーダーに映らない「透明戦闘機」開発の可能性が出てきた例がある。この塗料技術の特許は電子レンジに用途が限られている場合と、戦闘機に利用される場合では特許権の価値が大きく異なることは明かである。この場合のコーディネートはアメリカの戦闘機開発関係者であった。

#### 【事例2】

近代日本130年間で2万余の年表項目と典拠文献4000点余を記載・紹介した『年表』を出版している大手出版社では、この『年表』のCD-ROM化の計画をパーソナルコンピュータのハードメーカーとソフトハウスとの間で進めている。これは『年表』に記載されているデータをCD-ROMに移し換えるだけのことである。ところが、これらのデータはデータベースのデータとなり、検索条件次第でデータが幾通りにも加工されるようになり付加価値を生むのである。例えば、「内閣改造」や「最高裁判決」等のキーワードで検索した結果を印刷すれば、独自の年表が作成できる。また、130年間を10年間毎に区切り、それぞれの10年で「内閣改造」が何回あったかを検索し、研究に役立てるなど、これまでとは異なる『年表』の用途を見いだすことができるのである。

さらに、各種統計や、他の専門的な年表のデジタルデータとクロス検索が可能

になるとそれら統計集や年表の価値を引き上げて行くことにもなる。この場合のコーディネイトは出版社であり、電子出版を希望する出版社がハードメーカーとソフトハウスにその旨を伝え、三者の企画会議の中から生まれてきたものである。

### 【事例3】

池田満寿夫氏の小説『エーゲ海に捧ぐ』が同氏監督によって映画化されたことがあった。この時、映画主題曲の著作権の独占的な管理権を取得していた音楽出版社が、この年やはりエーゲ海をテーマにして大ヒットした『魅せられて』（ジュディ・オング歌）を発売したレコード会社を訴えた事件が起きている。訴えの内容は、レコードのジャケットに「池田満寿夫監督作品『エーゲ海に捧ぐ』イメージソング」と書かれていることと、婦人下着メーカーが自社のテレビ宣伝に主演女優を登場させ、そのBGMに『魅せられて』を流していることに対してであった。訴えは『魅せられて』は映画の主題曲ではなく、映画に全く挿入されていない、にもかかわらず映画の主題曲であるかのように宣伝したとしている。訴えは退けられた。

ここで注目したいのは次の点である。この年は大手広告会社によってエーゲ海ブームが作られ、レコード、映画の他地中海ツアー等のイベントも企画された。この広告会社によって、映画、音楽の著作物の価値が高まった。つまり、広告会社によってテレビ、映画、レコード等の媒体がコーディネイトされ、それぞれの著作物の付加価値が高まったことである。今後媒体は拡大する一方であり、コンピュータと一体となった新しい媒体は新しい利用方法、新しい楽しみ方を提供してくれる。それだけに、コーディネイターの役割が重要になり、コーディネイト次第で付加価値のレベルも大きく異なってくるのである。

### 【事例4】

数百万本のゲーム用ソフトウェアを開発したソフトハウスの場合、同社は少年番組の主題歌の作曲家や少年コミック雑誌で連載し好評を得たキャラクターを用い、シナリオ作家がストーリーを書き、これをプログラマーがコンピュータソフトウェアに組み込んでいったのである。ゲームに登場するキャラクターに既に漫画やテレビで人気を博しているものを利用する傾向にある。この場合、コーデ

ネイトすることによって、大ヒットしているのである。

このようなゲームメーカーは著名な推理小説家の名声とハイレベルのストーリーを活用したシミュレーションゲームの開発を希望している。そして、これが実現するとそれぞれの著作物の付加価値が一層高まるとみている。

#### 【事例5】

フランチャイズ・コンビニエンス・ストアの場合、本部は加盟店の地域特性や顧客特性を他の地域との比較をしながら、顧客ニーズを分析しこれに対応した品揃えを指導している。このことによってロイヤリティーを得ているのである。これと商標や店舗ディスプレイのあり方等無体物をパッケージとしてチェーン店を拡大している。この場合のコーディネートはFCの本部が行っている。

#### 【事例6】

宮城県中新田町（人口2万人弱）は昭和54年から2年余りをかけて、文化会館を建設している。この会館は「バッハホール」と呼ばれ、現在ではこのホールで演奏することが演奏家の夢と言われるまでになり、「室内音楽の日本のメッカ」になりつつある。ホールは日本では数台しかない（東京以北では唯一の）パイプオルガンを備え付け、「バッハのような普遍的で歴史的な高い芸術に多くの人が触発されるために、目的に合致するような音響など質の高いホールをめざした」（本間俊太郎町長）わが国では珍しい超高級クラシック音楽専用のホールである。

このバッハホールについて、ゲヴァントハウス・バッハオーケストラ音楽監督のゲルハルト・ボッセ氏は次のように絶賛している。

「このバッハホールは、立派なばかりでなく、どんな高度な要求をも満足させる音響効果を持っている。このように音響的に卓越したホールに出会うことは滅多になかった。私達は、楽々と本物のバッハを演奏できた。室内楽には理想的なホールだ。これは将来音楽の伝統を形成するための不可欠の前提である」

さらに、作曲家であり、音楽著作権協会理事長の芥川也寸志氏はバッハホールの意義を次のように述べている。

「もしも誰かに、わが国における近代音楽のシンボルは？と問われたら、私は即座に中新田のバッハホールと答えるであろう」

人口2万にも満たない東北の町に、おそらくわが国で望み得る最良の響きを持つ、完備した演奏会場が出現したことは、まさに象徴的な出来事である。

このホールで演奏してみたい、このホールで作品を発表してみたい、こんな欲求を音楽家に抱かせるということは、とりも直さず、このホールの創造的な役割を示すものである。関係者の談話で明かなように、音楽・ホールに関するノウハウを地方自治体がコーディネートし付加価値の高いホールをつくりあげ、成功している事例である。

ホールがオープンした昭和56年度には73回の演奏会が開催されたが、4年後の昭和60年度には165回開催されている。しかも、この間世界一級の演奏家や室内管弦楽団がここで演奏していることは驚きでさえある。設立当初「こんな田舎にこんな贅沢なホールを作っても意味がない」「こんなところに演奏家が来る訳はない」等の批判が多く聞かれたと言う。しかし、今や押しも押されぬわが国における室内音楽のメッカとなっているのである。ホールの質の高さと「時代」がバッハホールの成功を生み出したと言えよう。

#### 【事例7】

ディズニーランドは入場料だけが収入源ではない。本調査との関連で興味あるのはキャラクターという無体物の販売による収入である。

ミッキーマウスやドナルドダック等のキャラクターを利用した製品の売上はおよそ1300億円に達するという(1984年で)。このうちディズニー商品の日本国内の販売総代理店であるウォルト・ディズニー・エンタープライズ(本社・東京)が得るロイヤリティ収入は約40億円である。ディズニー商品を販売する約90社はエンタープライズ社と契約し売上の3%をロイヤリティとして納めているわけだが、このためにエンタープライズ社は、「ディズニーのイメージを傷つけないよう粗悪品を出さないために、指導している。」としている。

注目されるのは、これらディズニー商品の東京ディズニーランドが開園してからの売上の伸びである。伸び率の少ないもので30%であり、2倍近く伸びた物もあるという。ディズニーのキャラクターを採用した明治乳業のアイスクリームがそれまで首位だった雪印の売上を上回るなど業界地図を塗りかえるほどの影響が出ているのである。

## 第3章 無体財産権の多様化と新しい保護形態

### 3.1 権利保護の形態

#### 3.1.1 無体財産の保護形態

無体財産権の運用を考える場合、無体財産権の法的性質、無体財産権保護形態を調査研究することは、不可欠なことである。

無体財産権は、機械、設備等の動産や土地建物等の不動産等の有体物と対比される概念である。

有体物の場合の権利保護のキーワードは「所有権」である。有体物については、その所有者が有体物のすべての価値を把握し、所有権に基づき各種の権利行使を行なう。そして、有体物の所有者は、その有体物を占有し把握することにより、その有体物を利用し、その有体物を管理することにより第三者からの侵害を容易に排除することができる。

これに対し、無体財産権は、人間の知的生産物に関する権利であり、物理的に占有管理することは不可能である。従って、無体財産権は、法律的なシステムが十分に機能することにより、初めて権利として保護され、経済的な利益を発生させる。無体財産権の価値が高まり、無体財産権の運用が高度化し、多様化し、大量化するとともに、無体財産権を保護するに足りる法律的なシステムが極めて重要な問題として取り上げられる。

ここでいう法律的システムとは、無体財産権を保護する法律制度のみを意味するものではなく、無体財産権を保護する法律制度に基づき、具体的に無体財産権が保護される実務的な法律制度の運営までを含めたものを意味する。

無体財産権を保護するための非常に整備された法律制度も、具体的にその法律制度を運営する担い手が存在し、法律制度を遵守しないアウトサイダーを排除する手段が存在しない限り、有効な法律システムと呼ぶことはできない。従って、有効な法律システムとは、整備された法律制度と、法律制度を運営するシステムから成り立つと言える。

そして、法律制度を運営するシステムは、民事的な救済（違法行為差止請求権、損害賠償請求権、名誉回復請求権等）を実効あらしめるための司法制度（弁護士、裁判所等）と刑事的な救済を実効あらしめるための司法制度（警察、検察、裁判所）の存在を要求する。又このような司法制度により法的な保護が図られることを前提とした国民の無体財産権保護意識と行動と、それらに裏付けられた契約システムの存在をも要求する。

以上の法的保護システムは、無体財産権の運用の実態、無体財産権取引についての経済的な実態に根ざしたシステムであることが、システムの運用効率を上昇させることとなる。

結局、無体財産権取引と無体財産権保護システムは、相互浸透し、相互の影響を受けながら改善されるものであり、両者の調和のとれた発展が重要であると言える。

### 3.1.2 産業の発展と法的保護

産業が発展すると有体物の価値から知的価値が分離され、無体財産権として取引の対象となる。例えば—

- ・コンピュータのハードウェアの附属物であったコンピュータプログラムがコンピュータプログラム自体として取引の対象となり、価値が見い出される。
- ・印刷機械の印字装置で打ち出されたタイプフェイスが、タイプフェイス自体として価値を有し取引の対象となる。
- ・半導体チップの回路配置について、半導体回路配置利用権として権利設定される。
- ・映画やテレビのキャラクターが、商品の価値を高めるものとして取り引きされ、商品化権という権利が発生する。
- ・特許権で保護されていた技術情報は、特許権で保護された発明を具体的に実施する技術的ノウハウ等をノウハウの権利として保護することを要請する。
- ・フランチャイズ契約等の契約で保護された営業上のノウハウ、営業秘密も、営業上のノウハウ自体として取り引きされるようになり、営業上のノウハウを記



述したマニュアルの経済的価値は非常に高いものとなり、営業上のノウハウは、トレードシークレット等としての保護を要請することとなる。

このように産業が発展すると、従来は、有体物に附随するものとして、有体物のなかに内包されていた知的な価値がそれ自体として取引の対象となり、経済的な価値を有するようになる。

法律は、このような経済的価値が発生する場合、直ちに経済的価値を法律として保護する形で反応することは不可能であり、新しい経済的価値の発生の段階では、既存の法律的なシステムでその経済的価値を保護しようとする。

現在、日本において知的価値を保護するために利用されるのが著作権法であり、不正競争防止法等の不公正な取引規制法であり、民法の不法行為法の規定である。

このように、法律的保護システムは、経済の発展により発生する新しい経済的価値を既存の法律で保護するとともに、法律の改正、法律の新設等によりその経済的価値をより実態に即して保護するシステムを造り上げようとする。

この場合に重要なことは、まず経済の実態が法律的システムに先行して変化するということである。従って、経済の実態を把握する者が経済の動きを把握し、その実態にあわせた合理的な法的システムの提案を行なうか、又は少なくとも法律システムの担い手に対し、正しく経済の実態を伝達する責務を負っていると言えることができる。

これに対し、過去の日本をはじめ経済発展途上にある国家は、経済の実態に先行して法律制度が制定されることとなり、法律制度は存在するが、法律制度で決められた権利が保護されず、法律的システムとして機能しないという事態を発生させる。

現在の日本は、一般的な無体財産権の保護システムは一応整備されており、現在の課題は、よりよい無体財産権保護システムを再構築するところにある。そして、よりよい無体財産権保護システムは、従来の無体財産法制度を現在の経済取引の実態から見直し、新しい理念に基づく法制度を提案するとともに、現在又は将来の法制度を実効あらしめるための具体的な法律システムの構築及びシステムの担い手の育成により実現される。

## 3.2 「権利がクロスする時代」の保護

### 3.2.1 国際化時代の保護政策

無体財産権の分野において、現在は、「権利がクロスする時代」と呼ぶことができる。

「権利がクロスする」とは、2つの側面が考えられる。第1は、現在の日本の経済取引が国際化するとともに無体財産権に関する取引が日常的に国境を超えて行なわれているという側面である。

有体物の取引を考えると、不動産取引は基本的には不動産投資としての金融的取引であり、動産取引は価値のあるもの自体が移転することにより完結する。しかし、無体財産権に関する取引は、無体財産権が各国の法律により保護されてはじめて価値を持つものであることから、無体財産権が国境を超えて取り引きされる場合その取引は各国の無体財産権法制度の直接的な影響を受ける。このため、無体財産権制度のハーモナイゼーションの問題がきわめて重要な貿易問題として取り上げられる。

工業所有権、著作権等の無体財産権に関する法秩序は、原則的には各国別の属地主義が採用されており、いくつかの国際条約が国際的な無体財産権の保護を行なっている。属地主義とは、無体財産権の権利内容が各国ばらばらであり、各国が無体財産権の保護制度を各国の法律により行なうというものである。無体財産権の価値が相対的に高まり、無体財産権又は無体財産権を利用した商品についての国際取引が増加すると無体財産権の権利保護システムは各国の立法政策を超えて国際問題として取り上げざるを得ないこととなる。

アメリカの無体財産権政策は国際戦略の一部であり、本来W I P O（世界的知的所有権機関）で議論されていた無体財産権のハーモナイゼーションの問題を、貿易問題を取り扱うG A T Tウルグアイ・ラウンドで取り上げ、また米韓、米台、米日と各国との間に無体財産権の二国間交渉を行ない、無体財産権こそが将来のアメリカの最大の経済的価値であり、国際競争力維持の源であると考えられていることを表わしている。

無体財産権についての各国の制度および米国の無体財産権の戦略については第2部において詳しく触れているが、日本の無体財産権保護システムを考える場合、もはや日本のみを視点に置いて考察することは不可能である。また日本も米国等の無体財産権政策を分析し、戦略的な無体財産権システムを考えるべき時期にさしかかっている。

### 3.2.2 文化的著作権と産業的著作権

「権利がクロスする」第二の側面は、従来の無体財産権制度で、現在の無体財産を把握することが困難になってきたという点である。

従来無体財産権は工業所有権と著作権に二分され、工業所有権は特許権、意匠権、商標権が代表的なものであった。そして、特許法は、産業技術の発展のための法律であり、著作権法は文芸音楽等の文化発展に寄与する法律であるとされていた。ところが、著作権法が極めて技術的要素の強い、文化的要素の殆ど考えにくいコンピュータプログラムを保護の対象としたことから、著作権法が文化の領域を超えて産業技術保護の分野まで対象領域を広げることとなった。その結果、データベース、通信等の最先端分野の情報や伝達手段の保護を著作権法も担うこととなった。また、特許法も物理的、技術的な機械装置等と結びつけられたコンピュータプログラム等に特許権を付与することとなった。その結果、一つの先端発明を実施した機械が特許法でも、著作権法でも保護されることもあり得ることとなった。また、半導体集積回路の回路配置に関する法律のように、既存の法律システムでは、意匠法と著作権法の両方の要素を備えたような権利の設定が行なわれるようにもなった。更に従来、著作権法の保護領域であった小説、音楽、映画等の分野においても、小説、音楽、映画等が大衆に娯楽を提供するサービス産業の商品として大量に消費される状況が現出した。従来著作権法では、実用物の保護は著作権法の保護が及ばないという概念が存在したが、現在の大衆社会においては、芸術作品と実用作品の境界が不鮮明であり、実用物も著作権法で保護されるようになってきている。従来の著作物は、小説、音楽、絵画等であるが、日本における私小説をイメージすれば明らかなように、小説という著作物が著作者の個人の人格の発露であり、著作者の人生観、名誉等が著作物の中に凝集してい

る。従って、小説を発表するかどうか、小説を映画化するかどうかは著作者の人生観、生きざまに直結する。このようなイメージの著作物と没個性的に産業的にのみ利用されるコンピュータプログラムを同じ権利として保護すべきかは疑問が多いとも言える。

また、従来の実用物のデザインの保護は、意匠権で行ない、著作権は実用物を保護しないという原則は、現在ではほとんど機能しないものとなってきつつある。旧来、博多人形は実用物であるが、実用物についても芸術性があれば著作権法で保護するという判例が存在した。しかし、実用物について、芸術性という視点を導入し、著作権法の適用の有無を判断した場合、何故、全くの実用物であり、芸術性の存在しないコンピュータプログラムやデータベースを保護するのか理論付けが困難となる。産業的に利用される著作物は小説も音楽も、絵画も、映画もある意味では実用物であり、芸術分野と実用物の分野は相互浸透し、芸術性、実用性という区分法は、実際的には機能しない状況となっている。このような状況においては、従来著作者の名誉等を守るために規定された著作人格権の行使が、実体にそぐわないなど、著作権保護の内容自体にも変化が生じている。著作権の対象物が実用物に広がることから旧来の形態の古い典型的な著作物について、保護内容が希薄化する事態も生じている。

以上のとおり、現在無体財産権のおかれている状況は混沌としており、特に著作権は外延が拡大し、様々な内容を内部にはらんだ状況にあるといえる。

そして、無体財産権、特に著作権の現在の状況を解くキーポイントは、著作権の対象物を産業的に利用される著作権と私的に利用される著作権に二分することだと考えられる。前者を産業的著作権、後者を文化的著作権と呼ぶとすると、産業的著作物については、著作人格権を機能させず、権利の行使は原則として、対価の徴収すなわち報酬請求権の行使に限ること等が考えられる。無体財産権の法的保護を考える場合、対象となる無体財産権の内容、機能、流通形態等を具体的に検討し、権利の内容を確定して行かなければならず、現在は新しい無体財産権理論の組み立てが要求されている時代であるということが出来る。

### 3.2.3 著作物の新しい利用形態

産業的著作物の代表ともいべきコンピュータプログラムについての著作権問題を考える場合も、コンピュータプログラムだけを考えればいいのではなく、他のそれぞれの著作物についても十分議論をしなければいけない。又、コンピュータプログラムはそれ自体で二面的な特性をもっていることも忘れてはならない。コンピュータプログラム自体が著作物という性格をもっているとともに、コンピュータプログラムがコンピュータプログラム以外の著作物を伝達する手段ともなっているためである。例えば教育ソフトウェアがコンピュータソフトウェアとして出版されると、コンピュータソフトウェアの内部に教育に利用する映像や文字データ、音楽データ等を蓄積している。これら各種のデータはフロッピーディスクやCD-ROM等に蓄積され、コンピュータプログラムがこれらのデータを取り出す手段として利用される。これらの場合、データをも含めたコンピュータプログラムの保護を考えなくてはならない。

この場合著作権法改正によってデータベースの著作物の規定が加わったため、これらデータ部分についてはデータベースの著作物として保護するという考え方もある。そうすると従前の文字や映像等の著作物とデータベースの著作物との相互関係についても考慮する必要が生じ、プログラムの著作物とデータベースの著作物の線引きが明確に行なわれるのか疑問が生じる。

従来は、小説は書籍、音楽はレコード、映画はフィルムというように、著作物と伝達手段が1対1の対応関係にあった。ところが情報のデジタル化が進むと、書籍、レコード、フィルム等の既存の媒体以外に、フロッピーディスク、CD-ROMその他の新しいメディアが、文字、音楽、映像をデジタル情報として取り込み、流通することとなる。このようなデジタル情報は、フロッピーディスク、CD-ROM等のパッケージから放送、有線放送等と容易に伝達手段を変更することができる。このような情報のデジタル化時代に対応し、プログラムやデータの種別にとらわれることなく、又、伝達手段をトータルに認識し、権利を保護するシステムを考える必要があると言える。

ただこれらの点については、現在のところ必ずしも充分に問題が把握されてい

るとは言い難い。1例をあげれば、コンピュータソフトウェアについての文化庁著作権審議会第6小委員会のコンピュータソフトウェア関係の報告書では、コンピュータのCPUや内部記憶装置にコンピュータソフトウェアを蓄積することは複製ではないという結論であった。しかし、その後著作権審議会第7小委員会がデータベースの著作物について議論した結論は、コンピュータの内部記憶装置及びフロッピーディスクやROM等外部記憶装置のいずれにデータを蓄積することも複製であるという考え方を示している。

このような事態は、新しい技術が急速に開発され、実用化する事態に既存の法律システムの担い手が充分に対応できていないことをも意味する。現在の状況を正確に把握し、政策立案できる研究機関の存在が強く要求されていると言える。

### 3.3 報酬請求権と集中処理機関

#### 3.3.1 著作権の権利行使の流れ

既存の著作権の権利行使についても、著作権の権利行使は、許諾権から報酬請求権に移行してきている。著作権法の規定で許諾権として規定されている権利も、実質的には、報酬請求権として行使されている。

無体財産権の規定は、国家が産業や文化の発展のためのインセンティブを与えるために、法定したものであり、無体財産権の権利者に対し、経済的な利益を与えることにより知的な生産活動の維持発展を目指すものである、そして、無体財産権者に与えられた許諾権は、無体財産権の権利者の経済的な利益を確保する手段として与えられたものである。従って、無体財産権の権利者が産業や文化の発展に逆行するような形で権利行使することは、無体財産権の権利の存在根拠に反することであり、無体財産権の権利者は、無体財産権を公共的に利用して人類の産業レベル、文化的レベルを高め、人類発展を促進することこそが権利であり、また義務でもあると考えられ得る。無体財産権の権利者は、正当なる対価を取得する目的で権利行使を行なうべきであり、許諾権も報酬請求権を実効あらしめるため、すなわち違法に無体財産権を使用する者を排除するために例外的に発動すべき場合に限定して使用すべきものである。

無体財産権の公共化、報酬請求権としての行使への流れは、現在の無体財産権の利用状況を考察することからも明らかとなる。無体財産権を活用したものは既に述べたとおり、産業分野、文化分野等を含め、大量の消費財として利用される。また無体財産権はコンピュータプログラム、通信等の最先端分野の技術について権利を及ぼすこととなる。

産業分野、文化分野の消費財として利用される場合、個別に権利の行使を許諾すること自体が無意味であり、無体財産権の価値部分が各権利ごとに一定の比率で把握される等権利の標準化、権利の価値の合理的な算定が必要となる。このような権利の標準化、権利の価値把握の必要性は公平な第三者機関の存在と、専門的な技術評価機関の存在を強く求めることとなる。

また、消費財等においては、例えばテレビ、ビデオ等のように各社がバラバラな基準に基づき製品化することはその流通を阻害する要因であり、先行的な発明等の技術が標準的規格になり、その標準規格を各社が平等に利用することが、二重三重の投資を回避するとともに、消費者が互換性等を考慮することなく、自由に消費財を利用する道を広めることとなる。そして、このような先行的な発明、標準化される技術については、技術に対する報酬という形で、権利処理を行なうこととなる。

またコンピュータプログラムのインターフェース、通信のプロトコール等国内、国際的に標準化して初めて意味のある部分は、著作権法で保護の対象外とされる。しかし、インターフェース、プロトコール等が具体的にプログラム化されたものについては、プログラムの著作物として保護されるのかというような疑問が生じる。この場合、インターフェースとかプロトコールを具体化したプログラムに著作権を付与し、その権利者が、その著作物につき許諾権を選択的に行使した場合、不合理な独占状況や社会的な混乱状況が発生する可能性がある。

また、コンピュータのオペレーティングシステム（OS）が一定のコンピュータの分野で標準化された場合、そのオペレーティングシステムの著作権を有する一社のみが、オペレーティングシステムの利用を独占し、他社に対しその利用を禁止した場合、一定のコンピュータ分野において実質的な競争が排除され、一社が本来の権利の行使により得べき利益以上の利益を独占的に獲得することとなる。このような形の競争の排除が、産業の発展を阻害することは明かである。

以上のとおり、社会が情報化し、大量消費社会化するとともに、著作権等の無体財産権は、社会の存立の基盤となる産業分野を掌握する権利としても機能することとなり、無体財産権の濫用的行使は、社会や産業の発展を大きく阻害することとなる。

このような事態を回避するためには、無体財産権の権利者に対し、合理的報酬を確実に支払うシステムの構築が必須の前提となり、なお併せて違法に無体財産権を使用するものを確実に排除するシステムを作り上げなければならない。



### 3.3.2 新しい保護形態としての報酬請求システム

以上のとおり、現在の状況をトータルにみる中で最終的な結論としてでるのは、著作権、無体財産権の権利行使は、公正に行われなくてはならないということである。現代のような大量生産社会になると定型的、大量な処理というのが基本的な形になるため、大量に定型的かつ合理的なコストで報酬請求権を行使することが、無体財産権の権利行使の中心的な部分を占めるようになるといえる。

従って、①権利を許諾するかしないか、②権利行使をしたときに対価をどう取るか、③違法をどのように排除するか、という問題のうち①は、これからの時代にはそれほど重要性を持たない。許諾権性をあまり強くすると無体財産権が強くなりすぎて、結果として公正な無体財産権の行使が図れなくなる。公正に行行使するためには、②の対価の徴収が重要であり、無体財産権の行使は基本的には報酬請求権として行使することとなる。それも機関・機構を通じて行使していく。機関・機構を通じて行使していくことは、権利者と使用者の両方の利益になる。権利者からすれば、多数の使用者の一人ずつに権利行使することは非常に大変である。ところが一つのところが非常に安い手数料で権利行使をしてくれるのであれば、手間が掛からない。使用者の側からしても権利者の一人一人を探して許諾を求めることは大変手間がかかるので、その1つの著作物についてはどこかの機関・機構が権利行使をしているということであれば、統一的に処理が出来、非常に便利である。

権利者と使用者を繋ぐ合理的なシステムをこの機関・機構が組み立てることができれば、使用者側としても権利者側としても事務処理が集中化、合理化されることから中間マージン、手続きの手数料が減じ、権利者はより多くの使用料を得、使用者は利用料が安くて済むことになる。無体財産権の実質的な保護を考える場合、公正な権利行使をするシステムを作り上げ、かつ公正な権利行使をするシステムのコストが合理的価格で提供されるということが大事になってくる。

現在様々な分野で著作権や無体財産権の問題を議論をするときには、権利処理の集中機構の確立が常に問題になっている。無体財産が生産・流通され、かつ無体物が大量にコピーされる時代になったということを把握しないと権利処理の集

中機関の必要性は理解されない。権利の集中処理とは合理的に無体財産を管理するということである。合理的に管理するということは、権利を公正に管理することになる。そうすると権利者と使用者のどちらにも偏らない公正な権利行使ができるし、かつ権利行使の実効性を持つようになる。加えて権利者自身が違反者を監視し権利行使して取り締まることは実際できないため、権利処理の集中機関が集中的に管理して、かつ集中的に違法行為の排除を行うということが非常に合理性を帯びてくる。

又、権利処理の集中機関が専門知識を持ち、権利の価値を公正に判断する専門要員を育成することになろうし、又裁判所等で処理する以上の専門性、迅速性を有する紛争処理機能を併せ持つことも可能となるかも知れない。

無体財産権は現在社会を把握するキーワードといっても過言ではない。従って、無体財産権の新しい保護形態の考察には現在の経済社会的現象、技術革新、貿易摩擦問題等の経済的社会的産業的事実を把握するとともに、無体財産権制度の歴史、各国の無体財産権制度の内容等の無体財産権に関する法的知識が必要となる。又、より実効性のあるシステムを確立するためには、具体的なシステムを研究する機関、技術評価を行なう専門機関とともに、合理的な徴収システムを担う機関と紛争処理を担当するものが必須となる。

## 第 2 部

第 1 章 報酬請求権制度に関する世界の動向  
—特にヨーロッパを中心として

第 2 章 国防上からみたアメリカの動向

第 3 章 国際経済関係からみたアメリカの動向

# 第1章 報酬請求権制度に関する世界の動向

—特にヨーロッパを中心として

本章は、財団法人NHKサービスセンターの黒川徳太郎著作権業務室長の研究会での報告をまとめたものである。

## 1.1 西ドイツの報酬請求権制度

西ドイツの例においては、私的その他自己使用のための録音・録画に関する報酬請求権、同じく複製に関する報酬請求権、美術の著作物に関する追及権、著作物の複製物（特に書籍）に関する公貸権、いわゆる商業用レコードの二次使用に関する報酬請求権、という5つの報酬請求権の制度を定めています。

○私的その他自己使用のための録音・録画に関する報酬請求権

（西ドイツ著作権法54条1項他）

日本の著作権法では私的使用のための複製と定められていますが、西ドイツの著作権法ではそれ以外に一定の自己使用のためにも著作物の複製ができる（西ドイツ著作権法53条）ことになっています。自己使用をも含めての私的使用のための録音・録画に関する報酬請求権ということで、日本の30条に定められている私的使用のための複製よりも広い範囲の複製を報酬請求権が及ぶ対象として認めています。法律に報酬請求権を著作者、実演家、レコード製作者、映画製作者に与える定めができたのは1965年であり、現在の条文は1985年に改正されたものです。

## ■テープレコーダーの出現

この報酬請求権が認められた経緯をお話します。西ドイツにはGEMAという音楽の著作権管理団体があります。世界でも有数の大きな団体です。このGEMAがグルンディッヒというテープレコーダー・メーカーに対してテープレコーダーの販売禁止と損害賠償を求める訴訟を提起したわけです。

当時は、古い1901年の法律が施行されていたわけですが、その法律には、私的使用のための複製は、当該複製によって経済的利益を得る意図がない場合は権利の侵害にならない（15条2項）と定められていました。グルンディッヒ側はこの条文を援用して、テープレコーダーによる録音は私的使用のための複製だから著作権侵害にはならない、したがってGEMAの請求は認められないと主張しました。

西ドイツの連邦通常裁判所はこの事件について1955年5月18日に、15条2項が定められた当時テープレコーダーはまだ存在しておらず、テープレコーダーによる録音を想定してこの法律の規定が定められたのではない。したがって、テープレコーダーによる録音は私的使用のための複製に当たらない。グルンディッヒ社は、テープレコーダーを使用する場合は著作権侵害になる可能性があることを購入者に知らせなくてはならないという判決を出しました。損害賠償、あるいは販売禁止の請求は認められませんでした。販売をする場合にはグルンディッヒ社による購入者への周知義務（私的録音が著作権侵害になる可能性があることについての）を課したわけでありませぬ。

その後、さらにGEMAは各テープメーカー、あるいはレコーダーのメーカーに対して、「テープレコーダーで録音をする場合に著作権者の権利を侵害してはならない」という内容の表示（GEMA表示と呼ばれた）をつけることを請求をする訴えを起こします。GEMAは、機器、あるいはテープの販売の際にメーカーが製品にGEMA表示をつけることによって、実際にテープレコーダーを購入し使用する者がGEMAに許諾を求めることを期待したわけです。GEMAは年間一律の録音料金を定め、許可を求めてきた人にライセンスを与えることを考えましたが、GEMAにライセンスを申請する人は少なく、実効が上がらないという結果に終わりました。

## ■機器製造者の報酬支払いの義務

そこでGEMAはさらに裁判を起こし、機器メーカーに対し身分証明書の提示がある者にのみテープレコーダーを販売すること、購入者の氏名、住所をGEMAに通知することを義務づけるように求めます。

これに対しては1964年5月29日に、この種の義務を課することは、購入者のプライバシーの侵害になるおそれがあり、認められないという連邦通常裁判所の判決が出されるわけです。GEMAの請求は認められなかったわけですが、この判決には報酬請求権制度を設ける基礎となる見解が示されました。レコーダーの使用者は複製の許諾を得ず音楽を録音しており、著作権を侵害しているが、直接使用者に著作権の請求を行っても実際には実効が上がらない。しかし、使用者の著作権侵害は、製造者がテープレコーダーを販売していることから生ずる。したがって、製造者は著作権の侵害に寄与しているとみなすことができる。個々の使用者から報酬を徴収することは不可能であるが、製造者が複製のための報酬にかわるものとして公正かつ妥当な一律の料金を支払う方法がこれに関する解決の方法になるのではないかということ述べているわけです。

この判決がもとになり、テープレコーダーの売行きが伸びているという現実を踏まえて、1965年の著作権法改正の際に報酬請求権制度が設けられたわけです。1985年に改正された新しい法律の規定は「機器並びに録音・録画用テープの販売によって生じる複製の可能性につき相当な報酬の支払いを請求する権利を有する」となっていますが、1965年の改正当時の条文には、録音・録画用テープはなく、録音機と録画機に対して報酬を課することにしたわけです。管理団体のみがこの権利を行使できると定められています。

## ■録音・録画用テープにも課される報酬支払いの義務

しかし、機器に報酬を課するやり方にはいろいろ問題が出てきたわけです。当初の規定では、メーカーの販売価格の5%以内の報酬を支払わなければならないと定められていました。しかし、その後、技術の進歩によりラジカセ等いろいろなものが製造、販売されます。ラジカセを例にとりますと、ラジオの部分と録音



機の部分があるので、ラジカセの販売価格の全体に一定率をかけて報酬を徴収するのはおかしい。録音部分は販売価格の中でどの程度を占めるのかという問題が出てくるわけです。それから、大量生産されるようになってくると価格がだんだん下がってきます。定率方式でやっていると、報酬の額が下がっていく。事実、法律制定当時規定されていた15ドイツ・マルク——この数字はちょっと不確かですが——の報酬がだんだん下がってしまったというような状態が生じてきました。

また、5%以内という法律の規定ですが、報酬の率を5%にするのか、それとも5%より下にするのかという点が、報酬請求権を持つ者とメーカーとの間で常に問題になる。

それから、テープの販売が大きく伸びてくると、機器だけで適正な報酬が徴収できるかという点について疑問が出てきます。テープにも報酬を課すべきではないかという声が出てくるわけです。

そこで、1985年の法律改正では2つの改正が行われました。1つは、販売価格の「一定率の報酬を支払う」という規定を、「一定額の報酬を支払う」と改め、その金額を法律に定めるという改正です。もう一つは、録音・録画用のブランクテープにも報酬をかけるという改正です。

次に述べるオーストリアは西ドイツに次いで2番目に録音・録画に関する報酬請求権を導入し、1980年にはテープに報酬を課す規定を導入しています。1985年の西ドイツ法の改正までに、ハンガリー、その他の幾つかの国がテープに報酬をかける制度を設けている。西ドイツもその傾向に従ったといえます。

1985年改正法の条文には「著作物が私的その他の自己使用のために複製されることが予測できる場合は」とあります。放送事業者やレコード会社が使用するテープには報酬がかけられないわけです。大体各国の法律はそうなっております。純粹に私的に使う、あるいはある一定の用途のために自己が使用するものについて報酬が定められているわけです。なお、製造者とともに輸入業者も国内での販売につき報酬の支払い義務を負っております。

## ○著作物の複写に関する報酬請求権（西ドイツ著作権法54条2項ほか）

西ドイツは、1985年に複写機により著作物の複写をすることに関して報酬請求権の制度を導入しました。

1955年6月24日連邦通常裁判所が上記私的録音・録画に関する判決とほぼ同じ時期に著作物の複写に関する事件に判決を申し渡しています。この事件は、ドイツの営利企業の内部で従業員の依頼あるいは経営者の指示によって専門雑誌が複写されていたことに対して、ある出版社が著作権侵害の訴えを起こしたものです。営利企業は、先ほどの機器メーカーと同様1901年法の15条2項により、私的使用のための複製であることを主張したのですが、裁判所は、営利企業の複写は私的使用とは認められないとして、出版社側の主張を認めました。これがもとになり、西ドイツでは1985年6月14日にドイツ書籍業協会とドイツ産業連盟との間に複写に関する協定が結ばれました。これは雑誌に掲載されている論文その他の記事の複製に関する協定で、その内容は4つの方式のいずれかを使って、ドイツ書籍業協会が各企業にライセンスを出す。各企業はそれに基づいて複写の報酬を支払うというものです。

そういう制度がある一方、やはり私的使用、あるいは一定の自己使用のための著作物の複写がだんだん増えてきていることに着目し、1985年の法改正の際に「作品の複写または類似の効果を有する方法により著作物が私的その他の自己使用のために複製されることが予測される場合は、著作物の著作者は機器の製造者に対して相当の支払いを請求する権利を有する」という制度を設けました。輸入者にも請求ができます。これが基本の報酬になっています。

基本の報酬は複写機器に課されます。この報酬の額は機器の性能にもとづいて定められており、たとえば1分当たり2部から12部複製できるような機器はいくらというように規定されています。

以前に、ドイツ書籍業協会の中につくられた複写の報酬を徴収する徴収事務所がその後独立して、著作権関係複製料徴収事務所となり、それが、後で述べます公貸権制度の導入に伴い、VG.Wissenschaftという団体になります。その後、著作者の団体と合同して、VG.WORTという団体になっています。追加の報酬請求権を含め、管理団体のみが権利を行使できます。



## ■大学・図書館に対する追加の報酬請求権

自己使用のためにとっても、大学あるいは図書館等のような大量の複写が行われる機関については、機器に課される複写の報酬だけでは十分なものにならないということで、図書館、大学、職業教育その他の専門教育あるいは再教育を行う機関、研究施設、コピー・ショップに対しては、機器に課される報酬のほかに別途の報酬請求権が定められています。報酬の金額が法律に定められており、ラント（西ドイツ）が認めている教科書から学校での使用のために複写をする場合には、A4版1ページ当たり0.05ドイツ・マルクを、その他の場合には0.02ドイツ・マルクの額になっています。このような機器に課される基本の報酬と追加の報酬という制度を定めているのは、西ドイツだけです。

## ○美術の著作物に関する追及権（西ドイツ著作権法26条）

追及権の制度を設けている国は西ドイツ、フランスなど比較的少数です。日本にはありません。絵画を例にとると、画家がその絵画を売った後に再譲渡され、その値段が上がっても、画家は絵画を売ったときしか収入がないわけです。売った後にどんなに値が上がっても、画家はその収入から分与を受けることができない。そこに不合理があるのではないかとということで、原作品の再譲渡に著作者の報酬を受ける権利が追及していくことを認めているわけです。西ドイツの法律では取得金の100分の5相当の配分を著作者に支払うことが定められています。これは譲渡不能の権利です。管理団体によってのみ権利が行使できると定められています。

追及権についてはベルヌ条約14条の3に規定がありまして、追及権はこの制度を設けている国でのみ保護されると定めています。

## ○著作物の複製物に関する公貸権（西ドイツ著作権法27条）

public lending rights、それを訳して公貸権と呼ばれています。これは著作物の複製物を有料で貸与したり、図書館や写真を集めている施設等で利用者に書籍等

を貸与することに対して、著作者の報酬を受ける権利が及ぶものです。この制度を用いている国も非常に少なく、西ドイツのほかに、たしかイギリスにこの制度があります。パブリック・レンディング・ライツについても管理団体を通じてのみ権利を行使することができるかと法律に定められています。

#### ○商業用レコード等の二次使用に関する報酬請求権

(西ドイツ著作権法76条、77条、86条)

「発行録音物（録画物）の放送その他の公の伝達に関する報酬請求権で、一般に商業用レコードの二次使用に関する報酬請求権と言われているものです。日本では録画物については認められていませんが、ドイツでは録画物の放送についても実演家に報酬請求権を認めています。

この権利は、実演家に対して相当な報酬（交渉で決められる額の）が支払われなければならないと定められており、二次使用に関する報酬請求権は実演家にあるわけです。そして、録音物の製作者、すなわちレコード製作者は実演家から分配を受ける形になってなっています。

この権利も、権利者個人が請求をして支払いを實際上受けることは不可能であり、団体が権利を行使して請求をするという形にならざるをえないので、法律は団体による権利行使を定めております。

## 1.2 オーストリアの報酬請求権制度

オーストリアにはA u s t r o - M e c h a n a という音楽著作権の団体があります。この団体がテープレコーダーの製造者に対して、西ドイツと同様の訴えを起こしたのですが、オーストリアの最高裁判所は、西ドイツの裁判所と違いオーストロメヒャーナの主張を認めませんでした。家庭内での録音は私的使用のための複製（オーストリア著作権法42条）に該当するから著作権侵害には当たらないとしたわけです。その判決では、事態の改善を求めるには立法の方法しかないと言っています。この後、関係の団体が西ドイツの方式をオーストリアでも導入するようにと盛んに運動しまして、1980年に報酬請求権の制度として結実するわけです。西ドイツと同じように著作者（映画の著作権者を含む）だけでなく、実演家、レコード製作者、写真撮影者に報酬請求権が認められています。

### ○私的録音・録画に関する報酬請求権（オーストリア著作権法42条5項ほか）

ヨーロッパで初めて録音・録画用のブランクテープに報酬をかけるという方法が採用されました。機器よりもテープの方が録音・録画の頻度に関連性があること、機器に報酬をかけるに当たっての消費者への影響等が考慮されたようですが、政治的な配慮もあってテープ賦課方式をとったと言われています。以後、ほとんどの国がテープに報酬をかける方法を取っています。

オーストリアの場合も国内でテープを有償で販売する製造者、輸入者が支払いの義務を負うわけです。したがって、国外で使用するもの、すなわち輸出するものにはこの報酬はかけられない。それから商業用に使用するものも除外されます。各国とも大体そういうやり方を取っています。オーストリアは報酬の計算は録音・録画できるテープの時間によって決めることを法律に定めておりますが、西ドイツのように報酬の額を定めていません。額については団体間の交渉に任せるという方法をとっています。録音用ブランクテープについては1981年から、録画用テープについては1982年7月から報酬の支払い実施に移されています。この請求権は団体のみが行使できることが法律に定められています。

## ○商業用レコードの二次使用に関する報酬請求権

(オーストリア著作権法76条3項)

商業用レコードの二次使用に関する報酬請求権ということで、録音物だけしか対象になっておりません。もう一つ西ドイツと違う点は、録音物の製作者、すなわちレコード製作者が利用者に対する報酬請求権をもっている。そして実演家のほうはレコード製作者から分配を受けるという方法を取っています。団体が権利を行使します。

日本での著作権法は、レコード製作者にも実演家にも同等に利用者に対する報酬請求権を認めています。隣接権条約では、請求権を両者のいずれかに認めてもよいし、または両方に認めてもよいとことになっています。西ドイツやオーストリアの方法でもこの条約に適合することになるわけです。なお、日本はまだこの条約に入っていません。

## ○外国での放送の有線放送に関する報酬請求権

(オーストリア著作権法59条aほか)

これはオーストリア独自の制度で、外国での放送の有線放送に関して報酬請求権を定めております。ヨーロッパの国々では外国の放送を受信できることが多く、家庭用の受信機でも受信できるのですが、CATVで受信して、それを送信するケースがあります。そこで著作権問題が起こっているわけです。いろいろな権利者の団体が放送事業者に対しその国での放送の許可を与えていますが、国を越えて別の国で有線放送されることについては許可を与えていません。しかし、CATVは受信した後でなければ、放送に含まれている権利を確認することができません。したがって、著作権制度の基本である事前に権利者の許諾をとることができないわけです。そのため、オーストリアでは報酬請求権だけを著作者に認め、許諾を得ずCATVが外国の放送を流しても権利侵害にはならぬが、報酬は支払わなくてはならないという制度を定めています。ケーブルによりその全体に変更を加えず、中身を変えず、録画して別の時間に流さず送信することが認められていますが、相当の報酬を著作者に対して支払わねばならない。そして、実演家、写

真撮影者、レコード製作者、放送事業者にもこの規定が準用されます。

この規定は、団体による報酬請求権の管理を定めてはいませんが、個々の権利者に報酬の支払いをすることは不可能ですから、實際上団体が権利を管理しているものと考えられます。

### 1.3 フランスの報酬請求権制度

フランスは法律の改正を行い、1985年7月3日に、著作権並びに実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利に関する法律を制定しています。この法律にレコード及びビデオグラムの私的複製に関する報酬請求権が定められ、著作者、実演家、レコードまたはビデオグラム——ビデオカセットまたはビデオディスクに録画されているソフト、日本ではビデオソフトと呼ばれている——の製作者に報酬請求権を与えております。(フランス著作権法31条)

フランスは現在、複写の機械に販売価格の3%の税金をかけております。これは、1976年に定められた財政法の改正で徴収できるようにしたもので、その税金は一旦国庫に入り、それが文化団体に渡されて文化目的に使用されます。

この例に従い、1977年にやはり財政法を改正し、テープレコーダーに販売価格の4%の税金をかけて、その収入を国立音楽舞踊センターの資金に繰り入れ文化目的に使用しようという法案が、議会に提出されました。これに対して著作者、実演家、レコード製作者の団体が税金で徴収されると、権利者が権利として支払いを受ける報酬を得ることができないと反対し、法案は議会を通過しなかったのです。

その後の権利者団体の運動により、1985年7月3日に前述の法律が制定され、フランスでは従来、隣接権——実演家、レコード製作者、放送事業者の保護——の制度はなかったのですが、この法律により隣接権制度を設けるとともに、私的録音・録画に関する報酬請求権が関係の権利者に認められました。やはりブランクの録音または録画用のテープに課されることになっています。

なぜ機器にかけなかったか。一つは、オーストリアと同様、テープにかけるほうが録音・録画の頻度にマッチするという考え方。もう一つには、フランスでは1983年1月1日以降、ビデオレコーダーにカラーテレビの受信料と同額の税金を5年間かけており、その税収入をオーディオビジュアル関係の産業、特にテレビ局と民間ラジオ局に対する助成に使っていることが挙げられます。

フランスの場合も国内で使用するものが報酬支払いの対象であり、放送事業者や商業的にテープを使用する者、視聴覚障害者に対する援助を行う施設などで文化大臣が指定するもの等は報酬の支払いが免除されます。そして、団体が権利者

のためにこの報酬を徴収することが定められています。

商業用レコードの二次使用に関する報酬請求権は、実演家とレコード製作者に認められており、管理団体による行使を定めています（前記法律の22条2項）。

次に追及権（フランス著作権法42条）ですが、報酬額は法律に定められていず話し合いによって決められるようです。団体による管理は定められていませんがフランスにはADAGTおよびSPADEMという美術の団体がありますので、恐らくこれらの団体で管理し、話し合いで率を決めているのではないかと思われます。

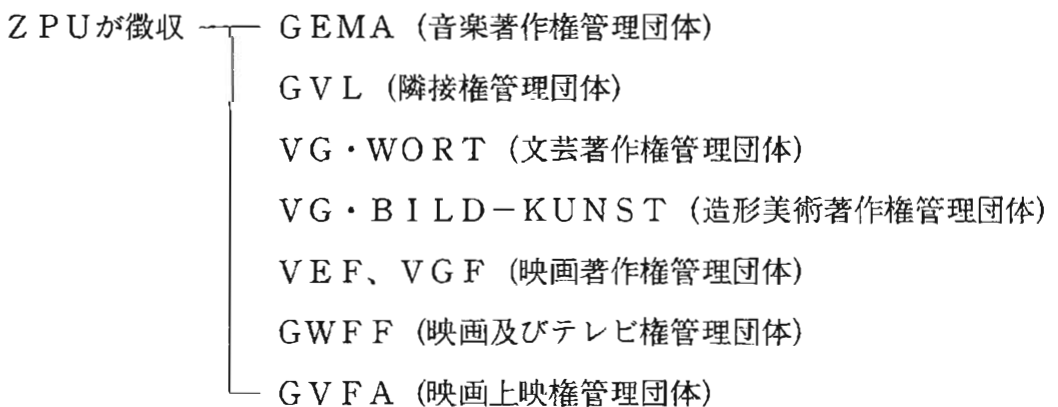
## 1.4 ヨーロッパ三国の報酬請求権制度のまとめ

以上ヨーロッパの三つの国における報酬請求権制度の事例をお話しましたが、取りまとめて申し上げますと、まず、各国の憲法、基本法に定めている財産権の保護に基づいて、著作者などを保護し、その保護に基づいて著作物の利用についての権利を与えていくことが基本的な考え方になっています。それから、今述べてきたような権利に関しては、許諾の権利を与えても利用の態様上適切ではない。著作権などの利用は認めるが、著作者などには報酬請求権を保障するという考え方になっています。

それから、今お話ししたような報酬請求権は権利者個人による権利行使が不可能ですから、おおむね管理団体による行使を法律に定めており、その定めのない場合、実際上は団体が権利を行使するという形になっています。そして管理団体に関する特別の法律または著作権法の規定を定めています。

## 1.5 管理団体と分配

### ■西ドイツの管理団体



西ドイツの場合、ZPU、私的複製権センターとでも訳しますか、そういう団体がありまして、その団体が私的録音・録画については報酬を徴収しています。



このZPUは7%の管理手数料を取り、残りの金額を、前記各団体に分配します。録音の場合はGEMA、GSL、VG・WORTの3団体が関連し、録画の場合は前記8団体が関連します。

分配の種類は、団体の協議によって決めており、現在は変わっているかもしれませんが、1977年までの分配率は、録音の場合、GEMAが42%、GVLと同じく42%、VG・WORTが16%になっております。

テープレコーダー、オーディオテープに関する報酬はGEMA、GSL、VG・WORTの3団体間で分配しています。ビデオレコーダー及びビデオテープに関する報酬は、総額の半分をGEMA、GSL、VG・WORTの3団体間で分配し、残りの5団体間で半分が分配されます。

#### ■西ドイツの分配方法

徴収した報酬の半分は個人分配が行われます。音楽著作権協会には、音楽の利用者から使用報告が提出されており、放送事業者、レコード会社は克明に使用報告を出しています。しかし、私的録音・録画の場合には当然のことながら使用報告がないので、放送から録音あるいは録画するという可能性、それからレコードあるいはビデオから録音・録画する可能性を考えて、放送部門の使用料に75%、レコードの使用料に25%の報酬の上乗せをする方法を取り、個人分配しています。

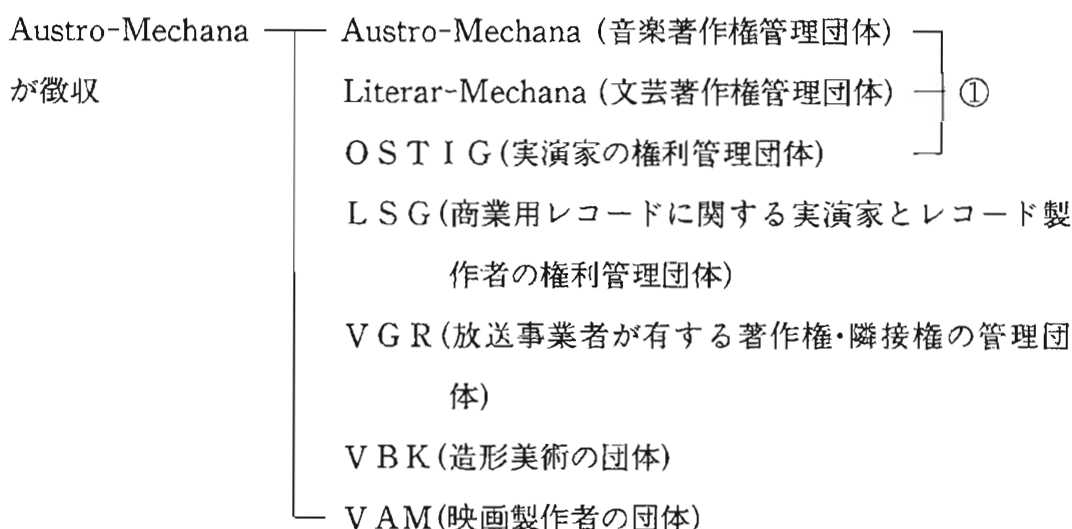
私的その他の自己使用のための複製に関する報酬請求権は、恐らくVG・WORTが徴収しているのだらうと思われれます。また、追及権はVG・BILD-KUNSTが、公貸権はVG・WORTが徴収をしているものと考えられます。

レコードの二次使用に関する報酬請求権ですが、この報酬の額は、放送局その他の利用者団体とGVLとの間の協議によって決定をされます。そしてGVLが徴収をして、さらに実演家とレコード製作者団体に分配するという形になっているものと考えられます。

#### ■オーストリアの管理団体

オーストリアの私的録音・録画に関する報酬請求権ですが、一昨年金額が、

1時間当たりオーディオテープが2.25オーストリア・シリング、ビデオテープが450オーストリア・シリングと団体間の協議によって決定されました。これをオーストロメヒャーナが徴収し、それをオーストロメヒャーナ、リテラールメヒャーナ（文芸著作権管理団体）、OSTIG（実演家の権利管理団体）あるいはLSG（実演家とレコード製作者の権利の管理団体）、VGR（放送事業者が有する著作権、隣接権の管理団体）などに分配する。録音の場合は下記①の3団体間で分配が行われ、録画の場合は下記7団体の間で分配が行われます。



### ■オーストリアの分配方法

一昨年現在の分配率では、オーストロメヒャーナが28.7%、リテラールメヒャーナが14.8%、VGLが25.8%、LSGが4%、OSTIGが2.3%、VBKが1.6%、VAMが22.8%の分配になります。

オーストリアでは、著作権法ではなく別の法律で各団体は受領金額の51%以上、すなわち半分以上を社会目的に使わなくてはならないとされています。例えば、オーストロメヒャーナは、収入が減っている60歳以上の作曲家の健康保険料の半額をこの報酬から支出しています。

また、各団体が個人の権利者に分配をする場合は、ドイツの方式に従い、レコ

ードやビデオの録音使用料あるいは放送使用料をもとにしての分配、あるいは、全部均等に分配をする方法をとっている団体もあります。

オーストリアには仲裁所が設けられております。私的録音・録画の報酬請求権の額および分配の額は団体間の協議で決めることになっていますが、関係団体の間に合意がないときは仲裁所が裁定するという方法を取っております。仲裁所は9人で構成されています。法務省の役人が委員長になっており、権利者団体、支払い者団体、芸術関係の団体、それから連邦の商業会議所、連邦の労働者協議会から推薦された人が構成員になっています。

商業用レコードの二次使用に関する報酬請求権については関係団体の協議によって報酬の額が決定されます。LSGという隣接権の団体が報酬を徴収しますが、関係団体の間に分配についての合意がないときは等分に分配されるという規定を置いています。すなわち、実演家の団体とレコード製作者の団体が半分ずつということになります。

それから、外国での放送の有線放送に関する報酬請求権。これも団体の協議によって決定されるものと見られますが、報酬の算定に当たって留意すべき点を法律に定めております。

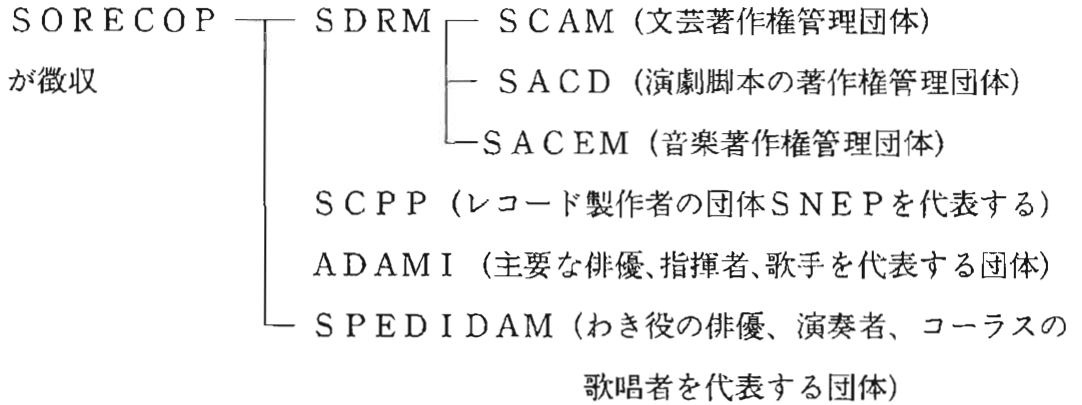
## ■フランスの管理団体

フランスの場合、私的録音・録画に関する報酬は、オーディオテープが1.50フランス・フラン、ビデオテープが2.25フランス・フランになっています。これは1時間当たりの金額ですが、法律に定める委員会で額が決定されます。この委員会の構成は、国の代表が議長になり、委員の半数が権利者団体の代表、4分の1がテープの製造者および輸入者の代表、残りの4分の1が消費者団体の代表になっています。

オーディオテープの場合にはSORECOPという団体が徴収しますが、実際は、SDRMという音楽の録音権団体が業務を行っています。SDRMは、SCAM（文芸著作権の管理団体）、SACD（演劇脚本の著作権管理団体）、SACEM（音楽著作権管理団体）から録音権の管理の委任をされており、下記のSCPP（レコード製作者の団体）、ADAMI（実演家の団体）、SPEDIDAM

(実演家の団体)にもオーディオテープの使用料を分配します。

ビデオテープについてはコピー・フランスという団体をつくり、下記団体のほかにテレビジョン関係の権利者団体を入れて分配をします。



#### COPIE FRANCE

が徴収 ————上記団体のほか映画の団体、テレビジョンの団体

#### ■フランスの分配方法

フランスでは、私的録音の場合、徴収された金額の25%は、創作活動の援助やライブの上演・演奏の普及、アーティストの養成などの文化目的に使用されるものとするを法律に定めております。徴収された金額の25%のうちの40% (総額の10%) は、音楽の創作普及のための財団が実演家の育成のために使用するという事も法律に定めています。

商業用レコードの二次使用に関する報酬も分配不可能なもの50%は、やはりこういう共通目的に使用することを法律は義務づけています。

追求権の報酬は、販売額の3%と法律に定められています。

商業用レコードの二次使用に関する報酬は、団体間の協議によって額が決めますが、合意が成立しない場合は、法律に定める委員会が裁定をします。そして徴収された報酬は、SCPP、ADAMI、SPEDIDAMの間で分配をされるシステムになっているものと思われます。また、実演家とレコード製作者の間の取り分は等分と定められています。

## 1.6 報酬請求権の考え方

1. 各国の憲法や基本法に財産権の保護に関する基本的な規定があり、それに基づいて著作権制度が設けられています。利用者に利益をもたらす著作物の種々の利用について著作者に権利を与え、著作者の利益を保護する必要があるという各国の基本的認識——もちろん著作者側の要求もありますが——が、各国それぞれの事情に応じて前に述べたような報酬請求権の制度をつくりだしていると言えます。前記のような著作物の利用については、著作物の利用を許諾・禁止する権利を著作者に与えても実際その効果は上がらない。著作物の利用を差し止めることは不可能であり、またそうすることが社会の利益に反する場合もあります。これらの著作物の利用を認めるが、その場合に著作者に利用の報酬を確保するという考え方が報酬請求権の基礎になっていると思います。実演家、レコード製作者についても考え方は同じです。

私的録音・録画のケースは、従来各国でも権利が制限されており、そのための著作物などの録音・録画が認められてきたのですが、オーディオレコーダー、ビデオレコーダーの普及に伴ってレコードやビデオソフトの複製が全体としてみれば大量に行われるようになってきている。そのためにレコードやビデオソフトの製作者はもちろん、その販売から収入を得る著作者や実演家にも経済的な影響を与えています。

複製権の制限規定は、世界的な著作権条約であるベルヌ条約の加盟国ではベルヌ条約9条の2項が基礎になっています。同条1項は著作者の複製権を定めており、同条2項で複製権の制限規定を各国が定めることを認めています。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことが条件になっています。

またもう一つの世界的な条約である万国著作権条約も、4条の2で、権利の制限規定を各国が定めることを認めています。この制限は条約の精神および規定に反しないものでなければならず、また各国はそのような制限を認める各権利について、合理的な水準の有効な保護を与えることを要求しています。

私的録音・録画が全体として膨大な量に達していることからみると、私的複製に関する複製権の規定をそのまま維持することはこれらの条約の規定に反す

るものであり、新しい制度を採用し、権利の制限は定めるにしても、このような補償を著作者に与えることが必要であると、前記の各国では認識されています。実演家、レコード製作者のような隣接権で保護されている者についても、同様の考え方がとられています。

私的録音・録画に関する報酬請求権の制度を定めているのは、私の承知している限り、前に述べました3ヶ国のほかに、ハンガリー、コンゴ、フィンランド、アイスランドがあります。またスペインがこの制度を設けたとも聞いています。

なお、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンでは、録音・録画機器やテープに課税し、税収入の中から権利者のための基金や文化的目的への助成に金が支出される方法がとられています。報酬請求権を認める著作権法の枠内での解決とは別個の問題の解決方法になっています。

2. 私的録音・録画に関して著作者、実演家などに支払われる報酬の中から社会的文化的な共通目的に支出することをオーストリア、フランスの法律は義務づけています。本来個々の各権利者に認められた権利に基づく報酬をこのような共通目的に使用することを認めるのはおかしいように思われますが、そこにはこれらの国の国内事情や文化政策が反映しているように思います。

それと私見ですが、①著作物などの録音・録画の頻度に正確に比例した報酬の分配ができないこと、②保護期間が経過し、権利が消滅した著作物なども録音・録画されること、③著作物の利用から多くの使用料を得ている著作者などにこの報酬の多くが支払われ、ますますその収入を多くすることになる、などの点からみて、新しい権利に基づく報酬から得られる利益に、できる限り多くの著作者や実演家をあずからせようとするこの方法には、文化的、社会的意義が認められるように思います。テクノロジーの発達による新しい著作物などの利用に対する一つの対応策を示していると言えるのかもしれませんが。

3. 著作物などを私的に録音・録画するのは録音・録画機器やテープの使用者であり、機器やテープの製造者、輸入者ではありません。ではなぜ製造者、輸入者が報酬支払いの義務を負うのかという問題があります。

前に述べたように個々の使用者に対し権利を主張し、報酬を請求することは不可能です。機器やテープの使用者に渡る前の源泉の段階で報酬を徴収するしか方法がないため、製造者、輸入者に支払いの義務が課される方法がとられるわけです。

製造者、輸入者は、使用者が著作物などを録音・録画するのに役立つ機器やテープを販売しており、この報酬を価格に含めて個々の使用者に負担させることができます。出版物やレコードの販売の際にも、それらの価格に含まれる著作物使用料は最終的には消費者が負担するわけで、このような報酬転嫁のシステムは、著作権の全部では以前から行われているシステムであるという考え方が、西ドイツでの法律改正の際に述べられたと聞いています。

## 第2章 国防上からみたアメリカの動向

本章は、国際関係論の研究者で評論家の林茂夫氏の研究会での報告をまとめたものである。

先進各国は産業・経済のソフト化時代を前に科学技術・情報・サービスを産業・経済・科学技術政策の中心に置き力を入れている。このような中で最も精力的にこれらのソフト化を支える各種無体財産の権利を保護する制度づくりに取り組んでいるのがアメリカである。ここでは、アメリカがどのように無体財産の権利を位置づけているのかを、アメリカの国防報告を紹介しながら触れてみたい。日米の技術摩擦問題に関する論評が多数見られるが、軍事的な角度から軍事関連資料に基づいて分析しているものは少ない。日米の技術摩擦問題の位置づけについては色々ある。しかし、次のような指摘はまだ一般的ではないが重要と思われるので紹介する。

「戦後の世界を分析する場合、アメリカとソビエトの政治的対立を基軸にしなればならなかった。しかし、現段階ではこれに加えることに、日本とアメリカの技術対立という二つの軸を据えて分析しなければならない」

このような指摘は、日米の技術摩擦が単に日本とアメリカの問題ではなく世界の主要な問題になっているという主張である。この是非はともかく、この位の比重を置いてこの問題を見なければならぬということである。

研究会は初めにアメリカの国防報告に技術の問題がどのように登場して、どのように変わってきたかという点を把握することに努めた。



## 2.1 米国国防報告にみるハイテクの位置

国防報告で最初に高度技術の問題が扱われるようになったのは、1983会計年度の国防報告である(実際に発表されるは1982年である)。その中で、ソ連に対して優位を確保するということがレーガン大統領の重要な政策で、そのために軍事面のほかに、東側への技術移転の規制も重要課題だと指摘している。技術の問題を戦略的なものとリンケージして考えなければいけないということが、レーガン政権自体が出した1982年2月の国防報告で指摘されている。

翌年、1984年度国防報告(1983年発表)ではさらに詳しく技術移転の問題が報告されるようになっている。そこでは、1982年1月、30年ぶりに、冷戦時代以来のココムの高級事務レベル協議が開かれたとある。そして、幾つかの重要な措置をとったとしている。例えば、軍事緊要技術リストの作成と更新、このリストの輸出規則及び輸出統制リストへの適用、それからココムリストの再検討などである。冷戦時代にあつてその後ずっとなくなっていた規制強化が、再び復活してきたわけである。規制強化の内容は戦略物資中心からハイテク関係に変わってきている点の特徴である。

同じ1984年度の軍事情勢報告(これは国防報告と一緒に出る統合参謀本部議長の報告である)では技術移転について次のように触れている。

「技術的商品とデータが非常な速さで移転されうることにより主として起因する高度技術能力の急速な拡散は、国防上の挑戦であり、新たな解決を迫られている次元である。最初の原爆の完成と爆発は、戦争と世界の力のバランスに根本的变化をもたらしたが、新しい技術も同様のインパクトをあたえる可能性をもっており、将来の技術移転がもたらす政治的、経済的、軍事的影響も、こうした文脈で評価されなければならない」

最初の原爆と比較して、今のハイテクが同じような可能性を持っているというとらえ方をここではしている。

「増大する高度技術の役割や、高度技術が世界の大国としてのアメリカの地位に基本的にどのように関係しているか、高度技術を入手するためにソ連がどのような手段を直接的、間接的にとっているか、といったことについて政府、産業界、市民社会の認識を高めるための継続的で包括的な計画が必要である。加えて、安

全保障援助の執行にあたって技術の保護について考慮を払うことが、きわめて重要である」

1984年度（1983年に発表）の軍事情勢報告の中で技術移転の問題が以上のような評価で登場している。そして、その翌年の1985年度では、テクノロジー・セキュリティ・センターを国防総省に設置したことを報告している。さらに、東欧へのコンピュータのハードウェア、ソフトウェア輸出統制のガイドラインを設定したことを述べ、輸出統制と技術移転面における国防計画というよう考え方を提起している。

## 2.2 安全保障上の問題に格上げされた技術問題

1986会計年度の国防報告になると、技術問題の位置付けは大きく変化している。国防報告は米国の国家安全保障目的と国防戦略の補助政策として重要なものを3つ挙げ、その3つのうちの1つとして、優越した技術と質の保持を挙げ、これが国防戦略の補助政策に格上げになっている。

そして次のように述べている。

「ゆるぎない技術的優位は、我々自身の戦力の抑止及び防衛能力をひどくそこないかねない潜在敵国による科学的な大きな前進から我々を守ることができ  
る……………」

ソ連に対するアメリカの技術的優位が今後何十年にわたって維持されるようにするために、国防省は、ソ連ブロックへの不適當な技術移転を防ぐと共に、国家及び西側の強力な教育、科学、産業基盤を助長することに力を注いでいる……

東側への西側の技術の流れが阻止されなければ、技術バランスはソ連側に有利に著しく転ずることになりかねない」

この様に技術移転の問題から国防戦略の補助政策の1つに技術問題が格上げになっているのである。さらに85年には商務省と国防総省の対立があった1985年1月の段階でレーガン大統領は高度技術の輸出決定権を与えて技術移転の判断を国防総省で行うようにしている。この輸出管理法については今後十分な分析が加えられなければならない。

## 2.3 国防に位置づく知的財産権

1985年7月に大統領が署名して輸出管理法が発効し、さらに9月には知的財産権の保護強化の放送をしている。国防総省も9月にソ連の技術取得について発表してココムの規制強化を強調することを打ち出している。このように1985年から技術の問題への取り組みへの力の入れ方が変わり、知的財産権問題がここできている。従って、高度技術の輸出統制と、知的財産権の保護は、貿易競争という観点ではなく、アメリカの国家安全保障の観点から強化されるという視点で捕らえるべきである。

そして、1987会計年度国防報告では、国防政策の4つの柱の一つにまで格上げされ『テクノロジー・セキュリティ』として取り上げられるまでになっている。

今年の1988会計年度国防報告は次のように述べている。

「テクノロジー・セキュリティは、われわれの同盟戦略の基礎をなす緊要な一要素である。……」

われわれがどれほど大きな優位を持つかは、強力なR&D（研究・開発）計画の維持ばかりでなく、われわれのテクノロジー・セキュリティおよび輸出統制システムの有効性と包括性にかかっている。……」

われわれは、西側の技術の管理が、大統領の戦略防衛構想の枠内、軍事技術の面での他の協力的な事業、および軍事利用できる民間技術において結ばれるあらゆる協定の不可欠の一部となることを確実にしようとしている」

## 2.4 国防優先の研究開発と特許の見直し

国家安全保障との係りで技術問題が位置付けられたが、日本側の調査でもこの点が明らかになっている。

工業技術院の『米国の研究開発活動の実態』（1986年8月）、さらに工業技術院の委託研究でジェトロの『米国の研究開発における公的部門と私的部門の役割分担に関する調査報告書』がある（1986年3月）。

1986年の『米国の研究開発活動の実態』では技術保護がいかに強まり、研究開発が国防優先になったかをレポートし、その結果、技術移転に対する保護主義が顕在化した。この工業技術院のレポートは、最後に、対外的な技術移転に対する保護主義的傾向の顕在化の具体例を次のように分類している。

- ①研究会・シンポジウムへの外国人研究者の出席制限
- ②政府による基礎研究成果の拡散規制の強化
- ③商務省輸出管理令修正による基礎研究への政府介入
- ④秘密特許制度
- ⑤ハイテク産業の投資交流の制限
- ⑥国防総省の秘密軍事先端技術リストによる規制

さらに、『米国の研究開発における公的部門と私的部門の役割分担に関する調査報告書』（1986年3月）は最後に次のように述べている。

「確かに行われると思われるのは、特許及びその他の形の知的財産権を管理する法律の改正又は新法の制定である。現行の特許法は時代遅れであり、発明者に時間を限って独占権を与えることによってイノベーションを刺激するという意図した機能を果たしていないというのが多くの政治家および企業家の一致した見解だからである。電子工学、コンピュータ、及びコンピュータ・ソフトウェアの『先端技術』の発明を特許、著作権で守るべきか、又は他人による情報の使用を制限する新しい制度を導入すべきかについて種々の議論が活発化している。米国はこれら知的所有権の創造においてその主導権を日本に奪われたと感じはじめている。これに関する議論の中で官民両分野で高まりつつある意見は、これまで無制限に

自由に公表出版されていた技術情報の拡散を禁止すべきであるということである。政府は国家の安全という名目でこれを正当化し、産業界は経済的競争の原理という旗を掲げて正当化しようとしている」

要するに、政府は国家の安全という名目で正当化し、産業界は経済的競争の原理で正当化しているわけである。これは1986年3月の報告であり、1985年の修正輸出管理法ができたところからの空気がこれでよく理解されよう。

1987年1月7日付の日本経済新聞は、NASAが外国企業に対する技術情報提供禁止を打ち出したことを報道しこのことを裏付けている。NASAは1987年から外国企業に対して技術情報提供を禁止する方針を固め、対象の企業として富士通やトヨタ自動車等の米国法人をはじめ英国・フランス・カナダ等34社のリストを作成したとしている。

## 2.5 米国は先端技術・知的財産権で新展開

さらに重要なのは、大統領の一般教書の中で国際競争力の回復ということを中心に強調し、アメリカの競争能力促進のため可能な手段をすべて講ずると言っている点である。競争力強化のための包括的提案ということでいろいろ各種の科学及びテクノロジーセンターの新設、基礎研究への強力な新規支出、さらに不公正な貿易慣行と闘うための法的および規則的改革の最終兵器を盛り込むなどが一般教書で言われている。

そして、その後に出された大統領経済報告でも、不公正貿易慣行に断固反対していくとともに、知的財産権保護の強化が強調されている。そして報道機関の伝えるところによると「(米国は)既に行政は競争力状況を改善すべく一連の措置をとってきた。それには大統領貿易計画、税制の公正化の推進、研究開発の共同努力の許可、技術移転法、内外の知的財産権の保護強化のための包括的計画などが含まれる」とされている。そして、財務省は「このため米政府は日欧との間で特許など知的所有権の保護をうたった国際科学技術協定を結ぶ」方向を提示しているという。そして「政府系研究機関の研究員を中心に基礎研究の成果に特許、著作権を認め、商業化された場合、特許料を開発企業と共有する」という。

半導体の依存度に関する国防科学会議作業部会の報告書(1987年)は、アメリカの国防が依存している最新式の兵器の半導体はみな日本製であり、国防総省にとってのみならず「アメリカにとって危急存亡を争う問題である。国防総省単独ではこの問題を解決させることはできず、重要な行動をとって、アメリカ全体が努力を払うようにするために先頭に立たねばならない」と警告している。そして報告は勧告のところで、「半導体製造並びに技術主導権の輸出に向けて流れを変える立法、行政、経営上の行動のための包括的かつ一貫性のある戦略を立てることを勧告する」と言っている。

このようなアメリカの姿勢を田原総一郎氏は「知的所有権戦争の宣戦布告だ」と指摘している。

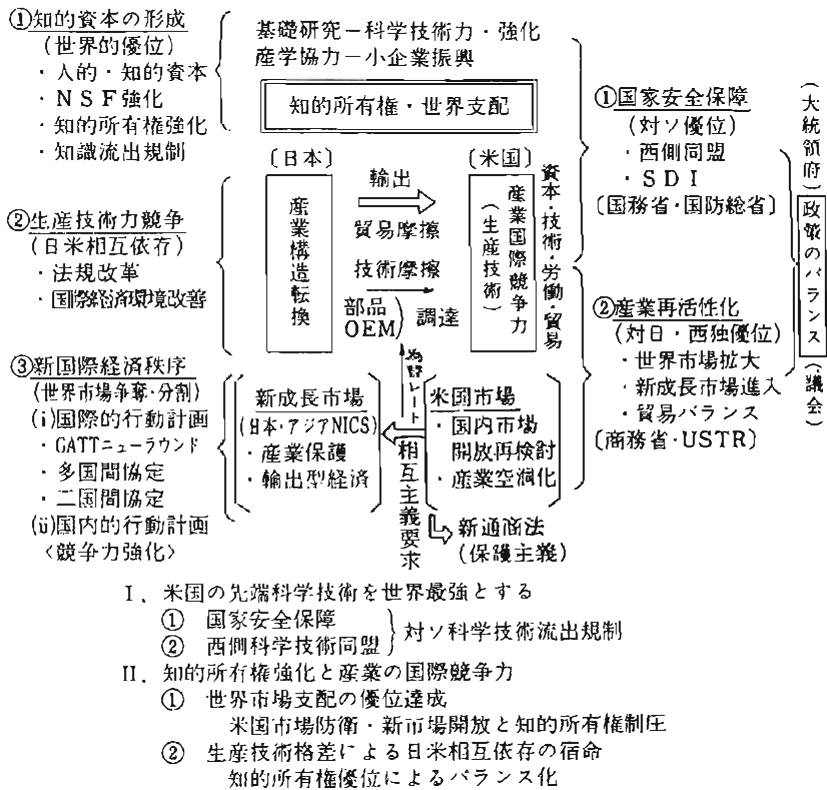
# 第3章 国際経済関係から見たアメリカの動向

本章は、帝人株式会社の内田盛也理事の研究会での報告に、一部当ワーキング・グループで収集した資料を合わせて、まとめたものである。

## 3.1 アメリカの知的資本強化の背景

米国の知的資本強化戦略の枠組—日米の技術・通商摩擦—

(内田・中山・村上共著『知的所有権』から)





前ページの図で明らかなように、アメリカの知的資本強化の大きな背景として次の3点があげられる。

①知的資本の形成

②生産技術力競争

③新国際経済秩序の形成

#### 【①知的資本の形成】

現在、アメリカは科学技術の研究開発で世界をリードしているが、今後もこのような状態が維持できるとは限らない。というのも、科学者・技術者の数ではソ連の約半分余りであるからだ。このため、アメリカは西側の科学者・技術者との同盟を必要とし、なおかつ、今日、最も多くアメリカが蓄積している科学・技術の成果を国際条約や二国間・多国間協定で普及しようとしている。しかし、この前提として、これまでアメリカが生み出してきた無体財産を権利の明確化によって保護しなければならない。

#### 【②生産技術力競争】

日米貿易摩擦に象徴されているように、日本の工学部卒業生はアメリカを上回り、これが生産性向上へと結び付いている。この過程で日本は生産性を高めるための諸技術開発への投資とこれの特許化を促進している。このためアメリカは優位に立つ先端技術の国外流出を規制しこの権利保護制度を強化しようとしている。既に劣性に立たされた、技術分野では通商規制や国防条項を適用し日本企業を押し返している。

#### 【③新国際経済秩序の形成】

世界経済の中心は太平洋地域に移りつつあり、この地域では不利な立場に立つアメリカはGATTの場を利用しながら相互主義の名のもとにこれらの地域の市場開放を迫っている。そして、無体財産の権利行使によって市場の大幅譲歩を得ようとしている。

このアメリカの考え方は、世界を代表するアメリカの多国籍企業13社で構成されている知的財産権委員会（IPC）に代表されている。13社の中にはデュポン、GE、GM、IBM等が含まれている。IPCは彼らの無体財産の権利を護るためとして次のように述べている。

「知的財産権は、国際競争力のために重要であるにもかかわらず、その保護が

不適切であるために、国際貿易システムをゆがめている。これまで、知的財産権は専門家の問題または法学的なアカデミックな問題とみなされてきた。しかし知的財産権システムは、国際通商の問題、ビジネスの問題として、国際通商ルールの下に取り扱われる課題である」

ここで言う、歪められた「国際貿易システム」とはアメリカ多国籍企業の無体財産の権利が侵害され、発展途上国等でこれらの企業の売上と同じ位の剽窃にあっているということである。

アメリカは「枠組」に紹介している9つの問題をばらばらにではなく、全部リンクし、商務省の長官を議長として所謂産学官全部集めて行っている。

これがスチーブソン・ワイドロー法の中に、そしてその基本思想に基づいて国防政策から輸出管理法、金融、情報の管理まで全部出てくる。そこで出てきた中で一番産業にインパクトを与えた報告書がヤングレポートであった。このヤングレポートの第二部に知的財産権の事が書いてある。この結果出てきたもので最も連邦政府の姿勢を表しているのが、1987年東洋貿易新法案である。包括的に知的財産権を強化し、国際経済改善を行うというのが、その次の政策として出てくるのである。これがアメリカの戦略の大きな枠組である。

アメリカでは知識を産業界の力にするためにインダストリー・ユニバーシティー・コーポレーティブ・センターという協力センターを作っている。そして中小企業の技術効果が高いところから振興していき、知的財産権を強くする。そうすればマーケットを抑えることができるのである。そこでアメリカは特許協力条約を作ったのである。

知的財産権としての技術力競争は、新しい国際経済秩序の変化をもたらしたといえる。現在は第三次産業革命に突入しているのであり、国際的行動ではGATT、二国間協定では日米、米韓で検討を行っている。国内行動では新通商法の保護主義化がみられる。アメリカは今まで市場を開放してきた。しかし、今後新市場を太平洋地区に投入していこうとしている。そして、そこには日本、アジアNIESが市場を占める可能性を持っている。このため、アメリカは為替レートを調整して競争力を強め、アメリカに入ってくるものを関税法337条その他で縛り、アメリカの知的財産権を保護しようとしているのである。

### 3.2 アメリカの知的財産権関連団体の動向

以上の内田氏の報告を参考に本調査研究会はアメリカの知的財産権関連団体を訪問した。

この中で最も重要な組織の一つである I I P A (International Intellectual Property Alliance、世界知的所有権同盟) はアジア・中近東諸国での侵害された知的財産額を次のように試算している。

音楽産業関連	年間最低で 6 億ドル	(約780億円)
出版関連	年間最低で 4 億ドル	(約520億円)
映画関連	年間最低で 1 億 3 千万ドル	(約169億円)
コンピュータソフトウェア	年間最低で 1 億 2 千 5 百万ドル	(約163億円)
合 計	12億 5 千 5 百万ドル	(約1632億円)

また、国別では次の通りである。

シンガポール	3 億 5 千 8 百万ドル	(約465億円)
インドネシア	2 億 6 百万ドル	(約268億円)
台 湾	1 億 8 千 6 百万ドル	(約242億円)
合 計	7 億 5 千万ドル	(約975億円)

以上のような被害額を推定し、I I P A のコピーライトディレクタであるキャロル・ライシャ女史は次のように主張している。

「我々はアメリカの著作物の保護システムが世界的に効力を発するようにアメリカ政府の戦略に対し次のような提案を行っている。

- ①アメリカの基本的な権利が保障される十分な効力を持つ法律が各国で制定されるよう、アメリカ政府が活動する。このために我々は政府に働きかける。
- ②アメリカ政府が世界において著作物の保護を推進する上で調整役のリーダー役を担うことを追求する。このために我々は政府に働きかける。その一環としてG A T T の動きを支援する。これらを推進するためにO E C D をテコと

すること。

- ③アメリカ政府が各国政府と貿易上の話し合いを行う場合、その議題の一つとして著作権保護を盛り込むこと。

このような私たちの強い主張は、著作物の国際的貿易にはアメリカの将来がかかっているためである」

さらに同女史はIIPAの戦略として、「各国との個別交渉が成功してから次に世界中の個別企業に対してGATTで知的財産権の規約を設け、同権利が護られるよう各企業がそれぞれの政府へ働きかけることを要求していく」と述べている。

IIPAは1984年に設立され、以下に示す著作権関連7団体を代表する連合組織である。

- ①コンピュータソフトウェア関連のADAPSO
- ②アメリカ・フィルム・マーケティング協会
- ③アメリカン・パブリッシャーズ協会
- ④コンピュータアンドビジネスイクイップメント・マニファクチャーズ協会
- ⑤モーション・ピクチャー協会
- ⑥ナショナル・ミュージック・パブリッシャーズ協会
- ⑦レコード・インダストリー協会

IIPAには特許関連団体などは含まれていないが、同女史によると特許やトレードマーク関係者と共に活動しているという。活動の中心はアメリカ議会や大企業へのロビー活動が中心であり、この結果台湾(1985年)、シンガポール(1987年)、韓国(1987年)、インドネシア(1987年)、マレーシア(1987年)で法制定を実現している。

アメリカの法人個人で構成されるIPO(Intellectual Property Owners INC、パテント、トレードマーク、コピーライトの所有者によって構成されている)は、アメリカ政府首脳が高度技術の分野でリーダーシップを握る方法を模索し始めているとき、私たちの知的財産権の価値を増大させる絶好の機会であると現状を分析している。このためIPOはアメリカ議会や各行政部門が知的財産権保護に関する政策を持つようロビー活動を積極的に行うと述べている。

見逃せないのはIPOが各国企業との訴訟を想定し知的財産権に精通する裁判官の任命運動を展開していることである。これは角度を変えると外国企業にとっ

て不利な訴訟が想定される。

また、「National Association of Video Distributors」はレーガン政権の最近の行動を高く評価し、最近の議会でビデオ問題が取り上げられたことを示しアメリカ政府とビデオ業界との結束の強さを誇示している。まだ残されている問題については本年4月にヒアリングが行われ継続的に問題が取り上げられ解決される方向だと言う。

特許等の供与に関連して注目されるのは、「Licensing Industry Merchandisers' Association」（専門的なライセンス許諾を有利に契約までに持ち込むための非営利組織）の動きである。同協会は対外国企業へのライセンス供与に関して、有利に展開するための議会工作等を行っている。特に、同協会の活動目的の一つとして、「今後世界中のライセンシー関係団体の中でリーダーシップを確立していく」ことを大きく掲げていることが注目される。

先に紹介したIBM等が中心となっているIPCや上記のIIPA等の活動を見ても明らかなようにアメリカは政府、議会、業界団体、大手企業一丸となって知的財産権保護の活動に取り組んでいる。

### 3.3 ソフトウェアが日米の第一正面

日本とアメリカは相互依存しなければならない。技術貿易の統計も、日銀の統計などもブレイクダウンすると、鉄鋼や繊維等ではアメリカより日本の方が上である。日米の貿易摩擦の第一正面は、技術面では電子産業、経済面では自動車である。問題となっているのは、この二つだけである。この点をはっきりさせて、この二点に絞った日米交渉を行えばよいものを、対象を具体化せず、みな平等に行おうとするため、解決が難しいものとなっているのである。この二つの対象の一つである電子産業の中で最も問題となるのがソフトウェアであると考えられる。

### 3.4 過渡期の保護形態

繊維産業における知的所有権をみると、ポリエチレンやナイロン等は、かつては基本特許がまったくなかった。日本企業は、基本特許がない状態で東南アジア等に進出し事業を展開しているのである。アメリカ等のように工業所有権制度をおかなくても、東南アジア諸国にとっては企業が進出することによって雇用が拡大し国民経済が大きくなることで充分満足であり、進出した側は投入した資本に対する正当な利潤が得られればそれでよしという考え方である。正当な利潤が得られる保証さえきちんしていればいいわけであり、工業所有権制度を置くこととは関係ないわけである。

知的所有権で工業技術製品を保護することに関しては、誰も異論がないであろう。しかし、あまり強い権利を与えてしまうと、強いものは永遠に強くなっていく。いくら同じ方法だからまねればいいといっても、いつまでも他が追いつけないという危険性がある。このことを問題視する向きもある。

例えば、発展途上国が永遠に貧乏になってしまうというようなことを国際会議でもめているのと同じである。独占が弊害になってきたら、独禁法を発動して期限をきる、またはライセンスにしてお金で解決する等、これに対応する様々な方法が研究されるべきである。独禁法の専門家は、現実起こった独占と消費者との関係を問題にしており、消費者に不利益がなければ問題にならないが、このようなことを考慮した保護の対策が考えられなければならない。

現状の世界の流れをみると、新しい法律ができるということではなく、当分は現行の知的所有権で保護することとなろう。しかし、知的所有権で保護するにしてもその運用という面ではいろいろな問題がある。独禁法の問題や、保護期限が長すぎるといふ点においては、ベルヌ条約の保護期間50年をフランスでは35年と改めるなど、新しい考え方が徐々にでてきている。例えば、GATTの場で知的所有権の問題が取り上げられたが、農業、金融サービスの面と並んでアメリカで取り上げられ、アメリカが火付け役となって国際的な問題となっている。また、知的所有権とCOCOM問題とは、実は根本的なところで関係がある。東芝や関税法337条で問題にされた三菱電機など、エレクトロニクスメーカーは非常にナーバスに、しかも真剣にこの問題を考えているが、日本の一般の企業ではまだ問題にしていないのが現状である。

こういった問題の解決を法律に求め国に裁定してもらうことには、問題が多い。こうした知的な問題は、お互いの契約の問題であり、その価値を財として金に換算するばよいのではないか。これが知的財産というものである。GATTの場で知的所有権の問題がでたときには、大企業13社を構成員とするアメリカの知的所有権委員会が中心であった。アメリカはおおよそ200社ほどの企業で輸出がコントロールされており、この委員会はその代表といえる。この知的所有権委員会が経団連と欧州産業連名と話し合い、知的所有権を取り上げないとGATTをボイコットするというので、この問題が取り上げられたのである。知的所有権は、法律家の問題でなく、ビジネスそのものなのである。ECと日本、アメリカで、知的所有権を扱ってビジネスを成立させようと話し合いがもたれ、そのためのルールを作ってこれを法律にしていこうという動きが始まっているのである。

先の日米知的所有権国際会議においても、特許の問題については合意に達しているが著作権に関しては先送りになっている。アメリカの主張にも無理があり簡単にはルールは決まらないであろう。ヨーロッパは日本よりの考え方であり、アメリカの言うとおりでないのである。

## 第 3 部

資料1 無体財産権利者団体一覧

資料2 無体財産関連参考文献一覧

資料3 「著作権信託契約約款」(協同組合 日本放送作家組合)

〔本諸資料については、従来こうした形でまとまったものが数少ないため、大変有用なものとする。今後、有効な活用が図られれば幸いである。〕



資料 1

無体財産権利者団体 一覽

■アメリカ

1. ADAPSO-MICROCOMPUTER SOFTWARE ASSOCIATION OF ADAP-  
SO  
1300 N. 17th St., NO300 Arlington, VA 22209
2. AMERICAN FILM MARKETING ASSOCIATION (AFMA)
3. AMERICAN SOCIETY OF COMPOSERS. AUTHERS AND PUB-  
LISHERS (ASCAP)  
One Lincoln Plaza New York, NY 10023  
Tel. 212-595-3050
4. ASSOCIAION OF AMERICAN PUBLISHERS (AAP)
5. AUDIO RECIRDING RIGHTS COALITION (ARRC)  
P. O BOX 33705 1145 19th St., N. W Washington D. 20033  
Tel. 800-282-8273
6. COMPUTER AND BUSINESS EQUIPMENT MANUFACTUERS ASSO-  
CIATION OF AMERICA (CBEMA)
7. COPYRIGHT CLEARANCE CENTER (CCC)  
27 Congress St. Salem. MA 01970  
Tel. 617-744-3350
8. COPYRIHT SOCIETY OF THE U. S. A  
New York Univercity School of Law  
40 Washington Sq, S New York, NY 10012  
Tel. 212-598-2280
9. EDUCATOR'S AD HOC COMMITTEE ON COPYRIGHT LAW  
c/o August W. Steinhilber Natinal School Boards Association  
1680 Duke St. Alexandria, VA 22314  
Tel. 703-838-6710

10. HOME RECORDING RIGHTS COALITION (HRRC)  
P. O BOX 33705 1145 19th St., N. W Washington D. C 20033  
Tel. 800-282-8273
11. ICIA EDUCATIONAL COMPUTING COUNCIL  
3150 Spring St. Fairfax, VA 22031  
Tel. 703-273-7200
12. INTELLECTUAL PROPERTY OWNERS (IPO)  
1255 23rd St. N. W, Suite 850 Washington D. C 20037  
Tel. 202-466-2396
13. INTERNATIONAL DOPYRIGHT INFORMATION CENTER (INCINC)  
c/o Association of American Pubrishers  
2005 Nassachusetts Ave., N. W Washington D. C 20036  
Tel. 202-232-3335
14. INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE  
2005 Nassachusetts Ave., N. W Washington D. C 20036  
Tel. 202-232-3335
15. INTERNATIONAL LICENSING INDUSTRY AND MARCHANDISER'  
S ASSOCIATION (ILIMA)  
350 Fifth Ave., Suite 6210 New York, NY 10118  
Tel. 212-244-1944
16. INTERNATIONAL PATENT AND TRADEMARK ASSOCIATION  
(IPTA)  
33W. Monroe Chicago, IL 60603  
Tel. 312-641-1500
17. INVENTORS WORKSHOP INTERNATIONAL EDUCATION FOUN-  
DATION (IWIEF)  
P. O. BOX 251 Tarzana, CA 91356
18. LICENSING EXECUTIVES SOCIETY (LES)  
71 East Ave., Norwalk, CT 06851  
Tel. 203-852-7168

19. LOS ANGELES COPYRIGHT SOCIETY (LACS)  
c/o Donald L. Zachary 3000W. Alamada Ave., Burbank, CA 91523  
Tel. 818-840-3508
20. MOTION PICTURE ASSOCIATION OF AMERICA
21. NATIONAL COUNCIL OF PATENT LAW ASSOCIATION (NCPLA)  
c/o Office of Public Affairs  
U. S Patent and Trademark Office  
Crystal Plaza 2, Rm 1A05  
2021 Jefferson Davis Hwy Arlington, VA 22202
22. NATIONAL MUSIC PUBLISHERS' ASSOCIATION (NMPA)
23. NATIONAL PATENT COUNCIL (NPC)  
Crystal Plaza One  
2001 Jefferson Davis Hwy., Suite 301 Arlington, VA 22202
24. PACIFIC INDUSTRIAL PROPERTY ASSOCIATION (PIPO)  
P. O BOX 3477, Grand Central Station New York, NY 10163
25. PAN HELLENIC SOCIETY INVENTORS OF GREECE IN U. S. A  
(PHSIG)  
c/o Dr. Kimon M. Louvaris 2053 Narwood Ave.  
South Merrick, NY 11566  
Tel. 516-223-5958
26. PATENT OFFICE PROFESSIONAL ASSOCIATION (POPA)  
P. O BOX 2745 Arlington, VA 22202  
Tel. 703-557-2975
27. PATENT AND TRADEMARK OFFICE SOCIETY (PTOS)  
P. O BOX 2089 Arlington, VA 22202
28. RECORD INDUSTRY ASSOCIATION OF AMERICA (RIAA)  
888 Seventh Ave., 9th Fl New York, NY 10106  
Tel. 212-7865-4330

29. SOCIETY OF UNIVERSITY PATENT ADMINISTRATORS (SUPA)

c/o Spencer L. Blaylock

315 Beardshear Hall Iowa State University. Ames, IA 50511

Tel. 515-294-4740

30. SOFTWARE PUBLISHERS ASSOCIATION (SPA)

1101 connecticut Ave., N. W Suite 901 Washington D. C 20036

Tel. 202-452-1600

31. SONGWRITERS GUILD OF AMERICA (SGA)

276 Fifth Ave., New York, NY 10001

Tel. 212-686-6820

32. TELEVISION LICENSING CENTER (TLC)

5547 N. Ravenswood Ave., Chicago, IL 60640

Tel. 312-878-2600

33. TRADEMARK SOCIETY (TMS)

c/o National Treasury Employees Union, Chapter

243 Arlington VA 22202

Tel. 703-557-2937

34. TRAINING MEDIA DISTRIBUTORS ASSOCIATION (TMDA)

25605 Cielo Ct. Valencia CA 91355

Tel. 805-254-7224

35. UNITED STATES TRADEMARK ASSOCIATION (USTA)

Six E. 45th St. New York, NY 10017

Tel. 212-986-5880

36. VISUAL ARTISTS AND GALLERIES ASSOCIATION (VEGA)

Four Park Ave., New York, NY 10016

Tel. 212-213-6360

37. WRITERS GUILD OF AMERICA, EAST (WGAE)

555 W 57th St. New York, NY 10019

Tel. 212-245-6180

38. WRITERS GUILD OF AMERICA. WEST (WGA)

8955 Beverly Blvd. Los Angels, CA 90048

Tel. 213-550-1000

## ■西ドイツ

1. Z P U (著作権使用料徴収機関)
2. G E M A (音楽著作権管理団体)
3. G V L (隣接権管理団体)
4. V G ・ W O R T (文芸著作権管理団体)
5. V G ・ B I L D - K U N S T (造形美術著作権管理団体)
6. V E F、V G F (映画著作権管理団体)
7. G W F F (映画及びテレビ権管理団体)
8. G V F A (映画上映権管理団体)

## ■オーストリア

1. Austro-Mechana (音楽著作権管理団体)
2. Literar-Mechana (文芸著作権管理団体)
3. OSTIG (実演家の権利管理団体)
4. LSG (商業用レコードに関する実演家とレコード製作者の権利管理団体)
5. VGR (放送時業者が有する著作権・隣接権の管理団体)
6. VSB (造形美術の団体)
7. VAM (映画製作者の団体)

## ■ フランス

1. SORE COP (著作権の使用料徴収団体)
2. SDRM (SCAM、SACD、SACEMの録音権の管理団体)
3. SCAM (文芸著作権管理団体)
4. SACD (演劇脚本の著作権管理団体)
5. SACEM (音楽著作権管理団体)
6. SCPP (レコード製作者の団体SNEPを代表する)
7. ADAMI (主要な俳優、指揮者、歌手を代表する団体)
8. SPEDIDAM(わき役の俳優、演奏者、コーラスの歌唱者を代表する団体)
9. COPIE FRANCE (上記の以外の映画及びテレビジョン団体の著作権使用料の徴収団体)

## ■イギリス

- 1.ARTISTS UNION
- 2.ASSOCIATION OF AUTHOR'S AGENTS
- 3.ASSOCIATION OF CINEMATOGRAF, TELEVISION AND ALLIED  
TECHNICIANS
- 4.ASSOCIATION OF ILLUSTRATORS
- 5.ASSOCIATION OF LEARNED AND PROFESSIONAL SOCIETY PUB-  
LISHERS
- 6.ASSOCIATION OF PROFESSIONAL COMPOSERS
- 7.AUTHORS' LENDING AND COPYRIGHT SOCIETY
- 8.BENESH INSTITUTE OF CHOREOLOGY
- 9.BRITISH ACADEMY OF SONGWRITERS, COMPOSERS AND AUTH-  
ERS
- 10.BRITISH ACTORS'EQUITY ASSOCIATION
- 11.BRITISH COMPUTER SOCIETY
- 12.COMPOSERS' GUILD OF GREAT BRITAIN
- 13.INSTITUTE OF JOURNALISTS
- 14.INSTITUTE OD PROFESSIONAL PHOTOGRAPHY
- 15.INTERNATIONAL P. E. N. (ENGLISH CENTER)
- 16.MECHANICAL-COPYRIGHT PROTECTION SOCIETY
- 17.MECHANICAL RIGHTS SOCIETY
- 18.MUSICIANS' UNION
- 19.MUSIC PUBLISHERS' ASSOCIATION



20. NATIONAL UNION OF JOURNALISTS
21. PERIODICAL PUBLISHERS ASSOCIATION
22. PERFORMING RIGHT SOCIETY
23. POETRY SOCIETY
24. PUBLISHERS LICENSING SOCIETY
25. ROYAL ACADEMY OF ARTS
26. ROYAL PHOTOGRAPHIC SOCIETY
27. SOCIETY OF AUTHORS
28. SOCIETY OF INDUSTRIAL ARTISTS AND DESIGNERS
29. WRITERS' GUILD OF GREAT BRITAIN
30. INSTITUTE OF MEDICAL AND BIOLOGICAL ILLUSTRATION
31. BRITISH INSTITUTE OF PROFESSIONAL PHOTOGRAPHY

## ■ 日 本

1. (社) 著作権資料協会  
〒105 東京都港区新橋 2-12-8 藤田ビル  
Tel. 03-591-1792
  
2. 日本繊維協会  
〒103 東京都中央区日本橋掘留町  
Tel. 03-661-3368
  
3. ユニオン・デ・ファブリカン東京事務所  
〒107 東京都港区赤坂1-3-19 芳明ビル 2 F  
Tel. 03-586-4404
  
4. アメリカ映画協会日本支社  
〒102 東京都千代田区一番町22-3 日本生命一番町ビル 6 F  
Tel. 03-265-1401
  
5. (社) 日本音楽著作権協会  
〒105 東京都港区西新橋1-7-13  
Tel. 03-502-6551
  
6. 日本商品化権協会  
〒160 東京都新宿区新宿5-17-11 白鳳ビル10 F  
投影動画(株)版權営業部内  
Tel. 03-209-7541
  
7. (社) 日本レコード協会  
〒104 東京都中央区築地2-8-9  
Tel. 03-541-4411
  
8. (社) 日本ビデオ協会  
〒104 東京都中央区銀座2-16-7 電通恒産第 3 ビル  
Tel. 03-2542-4433
  
9. 日本文芸著作権保護同盟  
〒102 東京都千代田区紀尾井町3-23 文芸春秋ビル  
Tel. 03-265-9658

10. 日本放送作家組合  
〒106 東京都港区六本木6-2-5 ハラビル  
Tel. 03-404-6761
11. 日本書籍出版協会  
〒162 新宿区袋町6  
Tel. 03-268-1301
12. (社) 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会  
〒102 東京都千代田区紀尾井町3-29 紀尾井ロイヤルハイツ  
Tel. 03-221-7481
13. 日本芸能実演家団体協議会  
東京都港区新橋2-12-8 藤田ビル  
Tel. 03-501-5762
14. 日本演奏家ユニオン
15. 日本俳優協会  
東京都中央区築地1-31-5 松竹会館  
Tel. 03-543-0941
16. 日本映画監督協会  
東京都渋谷区宇田川町33-8 塚田ビル  
Tel. 03-461-4411
17. 日本文学家協会  
東京都千代田区紀尾井町3-23
18. 日本著作家組合  
東京都小平市学園東町1-17-17 ねず方  
Tel. 0423-41-4074
19. 日本写真著作権協会  
東京都新宿区四谷3-5-8 四谷明和ビル  
Tel. 03-359-7451
20. 美術著作権連合  
東京都文京区目白台3-25-17  
Tel. 03-947-4055

21. 日本演劇協会  
東京都中央区築地4-7-7 共栄ビル  
Tel. 03-541-8528
22. 日本新聞協会  
東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル  
Tel. 03-591-4401
23. 日本推理作家協会  
東京都港区南青山4-18 秀和青南レジデンス305  
Tel. 03-401-3946
24. 日本版画協会  
春日部市大字大枝89武里団地8-8-302 小山方  
Tel. 0487-37-8080
25. 日本イラスト連盟  
東京都渋谷区代々木1-38-2 ミヤタビル  
Tel. 03-379-3715
26. 日本新工芸家連盟  
東京都文京区向丘2-33-5 谷中田ビル  
Tel. 03-828-5470
27. 日本美術家連盟  
東京都中央区銀座3-10-19 美術家会館  
Tel. 03-542-2581
28. 日本翻訳家協会  
東京都港区虎ノ門5-11-6 芝マンション208  
Tel. 03-431-1613
29. 日本民間放送連盟  
東京都千代田区紀尾井町3-23 文芸春秋ビル  
Tel. 03-265-7481
30. 発明協会  
東京都港区虎ノ門2-9-14 発明会館  
Tel. 03-502-0511

31. 日本特許協会  
東京都千代田区神田小川町2-5 神田三和ビル  
Tel. 03-295-8475
32. 国際工業所有権保護協会日本部会  
東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル  
Tel. 03-591-5301
33. 日本著作権協議会  
東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館  
Tel. 03-501-3271
34. 日本動画製作者連盟  
東京都荒川区南千住6-27 エイケン内  
Tel. 03-802-3011
35. 日本演出者協会  
東京都新宿区新宿3-35-5 沢田第2ビル新劇団協議会内  
Tel. 03-341-8151
36. 舞台監督協会  
神奈川県川崎市麻生区黒川649-3 劇団民芸内  
Tel. 044-987-7711
37. 日本舞台テレビ美術家協会  
東京都目黒区神目黒3-8-15  
Tel. 03-713-0592
38. 日本バレエ協会  
東京都渋谷区宇田川町33-8 新陽ビル  
Tel. 03-462-5524
39. 現代舞踊協会  
東京都渋谷区渋谷1-6-7  
Tel. 03-400-4544
40. 日本音楽著作権・著作隣接権団体協議会  
東京都港区西新橋1-7-13 日本音楽著作権協会企画室内  
Tel. 03-502-6551

資料 2

無体財産関連参考文献一覧

題 名	筆者・編集・発行	発 行 年
工業所有権による国際技術戦略 －産業革新と創造的技術経営	内田盛也 有斐閣	1985年
「先端材料と日本産業」科学経済	内田盛也	1987年2月号
「産業の国際化と知的所有権」 知的所有権シンポジウム	内田盛也 日本能率協会	1987年5月13日
「第三次産業革命の到来、アメリカがすすめる知的資本強化戦略」JMAジャーナル	内田盛也 日本能率協会	1987年
新たな技術革新と世界的な技術移転の時代における知的所有権制度のあり方	経済企画庁総合計画局知的所有権研究会中間報告	1987年
知的所有権	経済企画庁総合計画局	1987年
「アメリカの産業革新への挑戦」 A I P P I ・ B u l l e t i n	内田盛也 A I P P I	1986年31巻1、2号
「新産業革命と米国の知的所有権法強化」エコノミスト		1986年5月13日号
「通商戦略の新しい武器・知的所有権」エコノミスト		1987年2月17日号
「転換期にあるアメリカの知的所有権政策」A I P P I		1986年
新しい時代の技術開発戦略	工業技術院編技術開発の展望研究会報告	1984年
「産業社会構造の変化と企業の技術戦略」科学経済		1987年6、7月号

題 名	筆者・編集・発行	発行年
「米国輸出管理法の緩和と強化」国際商事法務	沢田寿夫 商事法務研究会	1985年13巻11号
世界貿易の発展と知的所有権	日本国際問題研究会	1987年
「経済発展と工業所有権－日本の経験」 経済・技術発展における工業所有権制度 に関する国際シンポジウム	内田盛也	1986年3月24日
「通商産業政策と知的所有権保護」 N B L 3 8 2号	内田盛也 商事法務研究会	1987年8月
「新技術革新下における知的所有権問題」 科学経済	内田盛也	1987年10月号
知的資本 －21世紀への創造的技術戦略－	内田盛也 日刊工業新聞社	1987年
企業戦略の新しい武器 知的所有権	中山信弘 日刊工業新聞社 村上政博 内田盛也	1987年
著作権法ハンドブック1987	文化庁	1987年
著作権関係法令集	文化庁編 著作権資料協会	1987年3月
著作権のノウハウ	半田正夫 有斐閣 紋谷暢男	1987年1月
86年度予算教書等にみる米国の 技術開発政策の動向	工業技術院技術調査課	1985年4月
著作権の集中的処理に関する調査 研究協力者会議報告書	文化庁	1984年4月
海外国防資料アメリカの国防報告	防衛庁防衛局調査第一課	1985年6月第2号

題 名	筆者・編集・発行	発行年
著作権の集中的処理機構の概要	日本書籍出版協会 集中的処理機構実行委員会	1986年6月
日米間の著作権保護の沿革	著作権資料協会	1987年3月
私的録音・録画問題の海外調査報告書	日本音楽著作権・著作隣 接権団体協議会（著隣協）	1986年3月
私的録音・録画と複写に関する 二つの論文	著作権資料協会	1988年2月
WIPO著作権・隣接権用語辞典	著作権資料協会	1986年3月
電子・情報時代の知的所有権	米国議会技術 日経マグ ロウヒル社評価局	1987年7月
「コンピュータと弁護士」自由と正義	日本弁護士連合会	1987年1月号
米国の研究開発における公的部門と私的 部門の役割分担に関する調査報告書	日本貿易振興会	1986年3月
著作権文献・資料目録(注)別冊コピーライト	大家重夫編 (社)著作権資料協会	1987年3月
著作権文献・資料目録別冊コピーライト	大家重夫編 (社)著作権資料協会	1988年3月

(注) 著作権資料協会は文化庁所轄の社団法人で、著作権に関連する各種資料の収集及び著作権関連報告書の作成・発行等を行っている。同協会では、毎月「コピーライト」というニュースレターを発行しており、その別冊として「著作権文献・資料目録」を発行している。ここで紹介した各種資料は、「著作権文献・資料目録」に紹介されたものと一部重複している。



## 著作権信託契約約款

第1条 この約款は、放送を主たる目的として創作された脚本（以下「著作物」という。）の著作権の擁護と利用の円滑を図るため、放送作家等著作権を有する者（以下「委託者」という。）と協同組合日本放送作家組合（以下「受託者」という。）との間において、次条に定める著作権信託に関する契約条件を定めるものとする。

第2条 委託者は、自己の著作物の放送権、有線放送権、録音・録画権、上映権及び頒布権で著作権信託契約書において指定したもの（以下「信託著作権」という。）を受託者に委託し、受託者は委託者のための管理収益を目的として、これを引き受けるものとする。

第3条 受託者は、その業務を行う地域において信託著作権の行使に係る著作物の使用を許諾し、受託者が文化庁長官の認可を得て定めた著作物使用料規程に従い、著作物使用料を徴収する。

2 前項の著作物使用料は、受託者が文化庁長官の認可を得て定めた分配方法に従って、受託者に分配するものとする。

3 受託者は、分配に要する経費が受領した額の相当部分を占めることが予想される場合分配すべき者を特定することが困難であると認めた場合、その他受領した額の性質上分配することが不相当と認めた場合には、著作物の使用料の全部または一部を分配しないで放送作家の執筆活動の推進と放送作家の地位の向上のための資金として使用することができる。

第4条 受託者は、前条第2項の規定に基づく分配の際には、受託者が文化庁長官の許可を得て定めた手数料率に従い、管理手数料を著作物使用料の中から控除する。

2 受託者が取得した一会計年度における手数料等収入金の総額が管理事務のために要した当該会計年度における諸費用等支出金の総額を超えたときは、その差額金（過年度における不足金のある場合は、これを補填した残額）を、受益者に交付する。

第5条 受託者は、必要と認めるときは、委託者の承認を得て信託著作権の管理に関する告訴及び訴訟を行う。

第6条 信託財産に関する租税並びに信託著作権に関する訴訟において要する費用は、受益者の負担とし、信託著作権の収益から支弁することができるものとする。

2 前項に定める場合を除き、信託著作権の管理事務のため要した費用は、受託者の負担とする。

第7条 委託者または受託者に対する催告、送金その他の通知は、受託者に届け出のあった住所にあてることをもって足りるものとする。

第8条 委託者は、信託契約締結の際に自己の著作物について著作権を有せずまたは著作権の行使に制限が付されているものがあるときは、その旨を受託者に届け出なければならない。

2 委託者は、信託期間中に信託著作権の行使に支障のある事由が生ずるおそれがある場合には、あらかじめ受託者の承諾を得なければならない。

3 前2項に定める義務を怠ったために生じた損害は、受益者の負担とする。ただし、受益者が受益権を放棄した場合は、委託者の負担とする。

第9条 受託者は、信託の終了の日に信託証書と引換えに信託著作権を最終収支計算書を添えて、委託者に移転する。

第10条 委託者は、受益者の同意を得て信託の全部または一部を解除することができる。ただし、信託著作物の使用許諾に係る事務処理が完了するまでは、解除の効力は生じないものとする。

2 信託の解除によって生じた損害は、委託者の負担とする。

第11条 委託者は、受託者の承諾を得て、受益者の指定または変更をすることができる。

第12条 信託期間中に委託者が著作した著作物に係る著作物は、当然に信託著作権に追加されたものとみなす。

2 委託者は、前項の著作物について著作権を有せず、または著作権の行使に制限が付されている場合には、その旨を受託者に届け出なければならない。届け出を欠いたために生じた損害は受益者の負担とする。ただし、受益者が受益権を放棄した場合には、委託者の負担とする。

第13条 信託に係る委託者の地位は、その相続人に承継されるものとする。

第14条 受益権は、委託者及び受託者の承諾がなければ、譲渡または質入れすることはできない。

第15条 委託者及び受益者の印鑑は、委託者があらかじめ受託者に届け出るものとする。これを変更するときも同様とする。

2 届け出のあった印鑑と符合する印鑑を押印した書面によって受託者が使用料の交付その他の処理をした場合には、受託者は印鑑の盗用その他の事由により生じた損害についてその責任を負わない。

第16条 次の場合には、委託者または受益者は、遅滞なく受託者にその旨を通知し、かつ所定の手続きをとらなければならない。

(1) 著作権信託契約書または届け出のあった印鑑を刻印した印章を失ったとき。

(2) 委託者、受益者について住所、氏名、印鑑等の変更、破産等があったとき。

2 前項の通知を怠ったために生じた損害については、受託者はその責任を負わない。

第17条 委託者が信託の本旨に反する行為をした場合には、受託者は信託を解除することができる。

2 前項によって生じた損害については、受託者はその責任を負わない。

第18条 受託者は、この約款を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けた後委託者に対し、変更の内容及び変更について異議のあるときは1ヶ月以内にその異議を述べるべき旨を通知するものとする。

2 委託者が、前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなす。

3 委託者が、約款の変更を理由として契約を解除する場合においては、第10条第2項の規定は適用しない。

(禁無断転載)

(非売品)

昭和63年9月30日印刷

昭和63年9月30日発行

無体財産の信託の可能性に係る基礎調査

発行 ©財団法人 トラスト60

東京都中央区八重洲2-3-1

住友信託銀行八重洲ビル内

Tel. 03-286-8100 (代表)

印刷：(株)豊成印刷